

## 第513回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和4年12月16日（金）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

### 4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

### 5 議 題

第1号議案 まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

第2号議案 漁業許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

第3号議案 漁業権一斉切替に伴う海区漁場計画の素案について（協議）

第4号議案 しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて（協議）

### 6 報告事項

(1) 漁業権にかかる資源管理状況等について

(2) 太平洋広域漁業調整委員会第38回会議の結果について

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の結果について

### 7 その他

### 8 閉 会



資料No. 1 - 1

漁諮問第 11 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ及び  
まいわし太平洋系群に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記  
のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 12 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦



## 別記

今般、農林水産大臣が、漁業法第 15 条第 1 項の規定に基づき、まあじ及びましわし太平洋系群に関する令和 5 管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して、下記のとおり知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

## 記

令和 5 管理年度（令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる数量

### 第 1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量  
茨城県まあじ漁業に全量を配分する。

### 第 2 まいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量  
茨城県まいわし漁業に全量を配分する。

4水管第2739号  
令和4年11月22日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.03%	50トン未満
まいわし太平洋系群	現行水準	0.01%	100トン未満
まいわし対馬暖流系群			

(注記) 基本シェアの算定期間(平成29年から令和元年)の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない



## 茨城県資源管理方針

(令和3年7月27日)

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能

な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 5 号で定める漁業のうち総トン数 5 トン以上の船舶を使用する漁業をいう。以下同じ。）

イ 定置漁業（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 60 条第 3 項で定める漁業をいう。以下同じ。）

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、板びき網漁業については許可隻数を現状の 24 隻（認可含む）を上限とする。定置漁業については、免許統数を現状の 2 か統を上限とする。



(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まいわし漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量について、免許統数を現状の 2 か統を上限とする。

(別紙 1 - 3) くろまぐろ (小型魚)

(別紙 1 - 4) くろまぐろ (大型魚)

(別紙 1 - 5) すけとうだら太平洋系群

(別紙 1 - 6) するめいか

(別紙 1 - 7) まさば及びごまさば太平洋系群

} (略)

表 「まあじ及びまいわし太平洋系群」(本県管理分)の漁獲可能性と実績  
(単位:トン)

特定水産資源	管理年度 <sup>※1</sup>	R3	R4	R5
まあじ	漁獲可能性 <sup>※2</sup>	現行水準 目安数量 50トン未満	現行水準 目安数量 50トン未満	現行水準 目安数量 50トン未満
	実績	40.9	62.7 <sup>※3</sup>	
まいわし 太平洋系群	漁獲可能性 <sup>※2</sup>	現行水準 目安数量 100トン未満	現行水準 目安数量 100トン未満	現行水準 目安数量 100トン未満
	実績	13.2	8.7 <sup>※3</sup>	

※1 1月から12月まで

※2 「現行水準」:現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。目安数量が示される。

※3 令和4年9月分まで

令和4年度魚種別資源評価(水産庁より)

2022年9月16日公開



## マアジ (太平洋系群)

マアジは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。

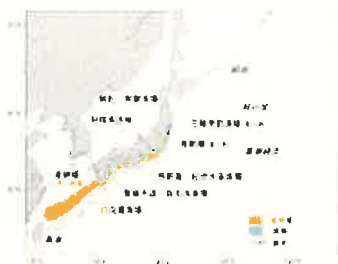


図1 分布域

太平洋側の沿岸域に広く分布する。太平洋沿岸域で生まれた集団と東シナ海で生まれた集団で構成されると考えられている。

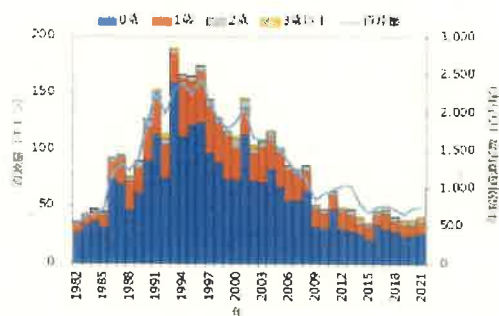


図3 資源量と年齢別資源尾数

資源量は、1996年に16.2万トンとなった後、減少に転じた。近年は横ばい傾向にあり、2021年の資源量は5.0万トンであった。資源の年齢組成を尾数でみると、0歳(青)、1歳(オレンジ)を中心に構成されており、2歳魚以上が占める割合は少ない。

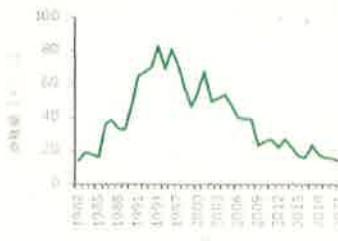


図2 漁獲量の推移

1982~1985年の漁獲量は、1.3万~1.8万トンであった。1986年以降、増加傾向を示し、1993~1997年には7万~8万トンで推移した。1997年以降は減少に転じ、2021年は1.5万トンと低い水準であった。



## マイワシ (太平洋系群)

マイワシは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋に分布する群である。

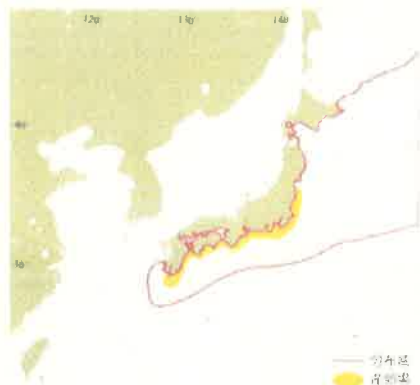


図1 分布図

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、1990年代以降は四国沖から関東近海の各地の黒潮内側域に形成されている。近年の産卵量の増加は潮岬以東で顕著であり、紀伊水道以西の増加は見られていない。

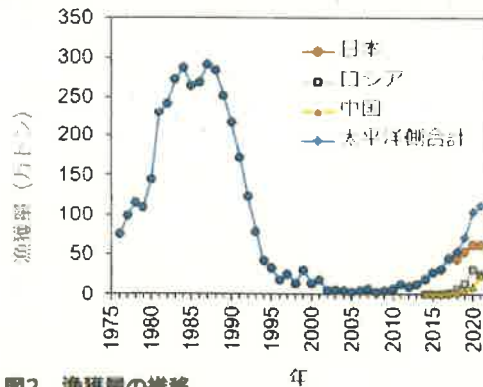


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1970年代後半に増加し、1980年代は250万トンを超える極めて高い水準で推移した。1990年代に入ると急減し、2000年代は極めて低い水準で推移した。2010年代に入ると、増加傾向に転じ、2021年の日本の漁獲量は62.7万トンであった。これまでは日本による漁獲が大半を占めていたが、近年、外国船による漁獲が増加しており、2021年のロシアによる漁獲量は25.6万トン、中国による漁獲量は23.7万トンとなった。



資料No. 2-1

漁諮問第 12 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 12 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項及び第 5 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 12 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

有効期間中の知事許可漁業の許可を行うため、茨城県海面漁業調整規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

第1 その他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）

1 制限措置

(1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第4号の項の上欄に掲げる海域

(6) 漁業時期

ア 総トン数3トン未満の船舶にあつては、1月1日から12月31日までとする。

イ 総トン数3トン以上5トン未満の船舶にあつては、11月1日から翌年6月30日までとする。

ウ 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業であつてえび板びき網漁業の許可を有する総トン数3トン未満の船舶にあつては、7月1日から10月31日までとし、総トン数3トン以上5トン未満の船舶にあつては、4月1日から6月30日まで及び11月1日から11月30日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月16日から令和5年1月30日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第2 機船船びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

茨城県海面とする。

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、同一漁業種類につき2隻以上の申請を行っていない者

漁業種類	船舶の総トン数	漁業時期	許可等をすべき船舶等の数
しらすひき網漁業	5トン未満	2月11日から12月31日まで	1隻
さよりひき網漁業	1トン以上5トン未満	12月1日から翌年5月31日まで	1隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月16日から令和5年1月30日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第3 さし網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

流し網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

次に掲げる区域を除いた茨城県海面

ア 水深25メートル以浅の区域

イ 茨共第17号共同漁業権漁場区域（同一の漁場を千葉県知事が免許した場合は、その免許番号の共同漁業権漁場区域）

(6) 漁業時期

4月1日から7月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月16日から令和5年1月30日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第4 固定式さし網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

固定式さし網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

船舶の総トン数		操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可等をすべき船舶等の数
甲種	2トン未満	茨共第5号共同漁業権の漁場区域	12月1日から翌年9月30日まで	茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者	4隻
		茨共第6号共同漁業権の漁場区域			1隻
		茨共第9号・第10号共同漁業権の漁場区域			1隻
		茨共第12号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域	漁業権の漁場区域 12月1日から翌年9月30日まで  乙種の操業区域 6月10日から8月31日まで		2隻
		茨共第13号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域			1隻
乙種	2トン以上 15トン未満	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに茨共第15号、同第16号、同第17号共同漁業権漁場区域（千葉県知事が免許した場合は、その免許番号、共同漁業権漁場区域）及び鹿島港湾区域を除いた海域 ア 北茨城市平潟町字黒浦 605番地に設置した標柱 イ アから79度30分11,800メ	6月10日から8月31日まで	茨城県に住所を有する者	1隻

		<p>ートルの点</p> <p>ウ 日立市川尻灯台中心点から正東 11,000 メートルの点</p> <p>エ 日立市会瀬港防波堤灯台中心点から正東 11,000 メートルの点</p> <p>オ 日立市東金沢町一丁目 529 番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東 10,000 メートルの点</p> <p>カ 日立市東金沢町一丁目 529 番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東 6,000 メートルの点</p> <p>キ ひたちなか市磯崎灯台中心点から 50 度 6,000 メートルの点</p> <p>ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東 6,000 メートルの点</p> <p>ケ コから 89 度 10 分 6,000 メートルの点</p> <p>コ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱</p>			
--	--	---	--	--	--

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年 1 月 16 日から令和 5 年 1 月 30 日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 5 せん・かご漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

たこかご漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

5 トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

11 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者



操業区域	許可等をすべき船舶等の数
茨共第6号共同漁業権の漁場区域	1隻
茨共第12号共同漁業権の漁場区域	2隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月16日から令和5年1月30日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

第1 その他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）、機船船びき網漁業、さし網漁業、固定式さし網漁業、せん・かご漁業

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

令和4年度第2回知事許可漁業における有効期間中の許可の取扱いについて

令和4年12月16日  
茨城県農林水産部漁政課

1 有効期間中の許可の取扱い

取扱要領（有効期間中の許可） 抜粋

当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

2 今回の許可発給の目的

令和3年4月に一斉更新をした知事許可漁業（許可の有効期間 R3.4～R8.3 の5カ年間）のうち、①②の要望に対応するため

①同一地区内での廃業等に伴う新規着業に関する要望への対応。

②資源状態の変化（増加）等に伴う新規着業に関する要望への対応。

3 対象の漁業種類

①小型機船底びき網、機船船びき網、さし網など

（条件）同一地区内で廃業等に伴う許可の空きがある場合

②固定式さし網（甲種）、せん・かごなど

（条件）漁業権者に属する組合員が、免許されている漁業権漁場内で操業する漁業。なお、純増の場合は組合内での調整が整っていること。

4 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月16日から令和5年1月30日まで（規則第12条第2項）

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

5 スケジュール

要望調査	11月8日～11月25日
調整委員会諮問	12月16日
制限措置等の県報掲載	令和5年1月16日
許可申請期間	令和5年1月16日～令和5年1月30日
許可発給	令和5年2月6日

有効期間中の知事許可漁業の許可を行うために定める  
「制限措置」「許可等を申請すべき期間」「許可の基準」について

令和 4 年 12 月 16 日  
茨城県農林水産部漁政課

1 対象

有効期間中の許可発給の承継等要望のあった知事許可漁業（資料 2 - 1 : 別紙 1）

その他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）、機船船びき網漁業、さし網漁業、固定式さし網漁業、せん・かご漁業

2 制限措置（資料 2 - 1 : 別紙 1）

- (1) 漁業種類 現行許可のとおり  
(2) 許可等をすべき船舶等の数（公示枠）

小型底びき網	自家用餌料板びき網	1 隻
機船船びき網	しらすひき網	1 隻
	さよりひき網	1 隻
さし網	流し網	1 隻
固定式さし網	甲種	9 隻
	乙種	1 隻
せん・かご	たこかご	3 隻

- (3) 船舶の総トン数 現行許可のとおり  
(4) 推進機関の馬力数 現行許可のとおり  
(5) 操業区域 現行許可のとおり  
(6) 漁業時期 現行許可のとおり  
(7) 漁業を営む者の資格 現行許可のとおり

3 許可等を申請すべき期間（資料 2 - 1 : 別紙 1）

令和 5 年 1 月 16 日から令和 5 年 1 月 30 日

4 許可の基準（資料 2 - 1 : 別紙 2）

現行取扱い方針のとおり

5 許可の有効期間（資料 2 - 1 : 別紙 1）

許可の日から令和 8 年 3 月 31 日

令和4年度知事許可漁業における有効期間中の許可の要望調査結果

漁協名	小型機船底びき網			機船船びき網			流し網	固定式刺網		せん・かご				計
	えび板	自家板	貝まき	しらす	さより	おきあみ		甲種	乙種	あなご	沿岸かご	沖合かご	たこかご	
1 平潟														
2 大津		1												1
3 川尻								4						4
4 久慈町				1	1		1		1					4
4-2 久慈町会瀬支所								1				1		2
5 久慈浜丸小								1						1
6 磯崎								2				2		4
7 那珂湊								1						1
8 大洗町														
9 鹿島灘														
10 はさき														
計		1		1	1		1	9	1			3		17

漁業権の一斉切替に伴う海区漁場計画の素案について

1 漁業権切替えスケジュールの概要

	月	事 項		内 容
R 4	4～9月	意向調査 行使実態調査	海 区 漁 場 計 画	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、行使実態調査を実施
	6～12月	関係機関調整		関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等） (法第 64 条第 1 項)
	11月	基本方針		委員会における免許切替えの基本方針案の事前協議
	11月	策定状況報告		委員会における海区漁場計画の策定状況の報告
	12月	漁場計画		委員会における海区漁場計画案の事前協議
	1月	委員会諮問		知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第 64 条第 4 項)
	2月	公聴会		公聴会 (法第 64 条第 5 項)
	2月	委員会答申		委員会から知事あて答申
	3月	決定公示		海区漁場計画の樹立（県報掲載）(法第 64 条第 6 項)
R 5	6～7月	免許申請	免 許	免許申請書受付（法第 69 条第 1 項）
	7～8月	審査		適格性の審査（法第 72 条）
	8月	委員会諮問 答申		知事から委員会あて諮問（法第 70 条） 委員会から知事あて答申
	8月	免許		免許状交付（法第 69 条）
	9月	公示		県報掲載

※「法」は漁業法を示す

## 2 海区漁場計画について

漁業権に係る具体的内容を定めるもの。

- ① 設定する漁業権について（漁業法第62条第2項第1号）
  - ・ 漁場の位置及び区域
  - ・ 漁業の種類
  - ・ 漁業時期
  - ・ 存続期間
  - ・ 関係地区（団体漁業権の場合）
  - ・ その他、漁業権の設定に関し必要な事項
- ② 設定する保全沿岸漁場について（同法同条第2項第2号）
  - ・ 漁場の位置及び区域
  - ・ 保全活動の種類
  - ・ その他、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

### 【作成について】

- ・ 都道府県知事は、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成する。
- ・ 海区漁場計画は透明度の高いプロセスの下で定める必要があるため、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者のほか、利害関係者からの意見を聴取しなければならない。

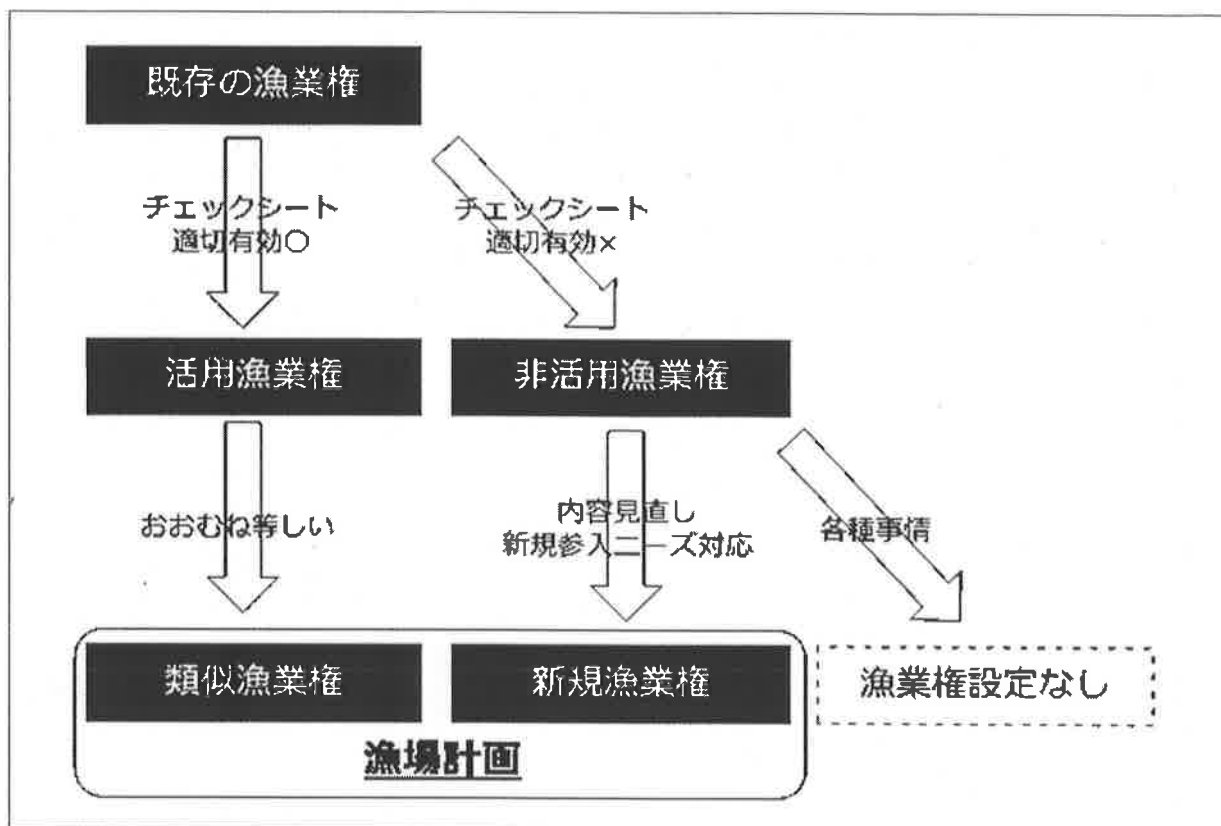
（水産庁説明資料抜粋、同法第63条、64条）

## 3 今回対象の漁業権

種別（存続期間）	件数	免許番号	免許の存続期間	
共同漁業権 （10年）	第一種	14	茨共第1～16号	今回 H25. 9. 1 - R 5. 8. 31
	第二種	1	茨共第16号	次回 R 5. 9. 1 - R15. 8. 31
		1	茨共第17号	今回 H25. 9. 1 - R 5. 10. 31 次回 R 5. 11. 1 - R 9. 2. 28
定置漁業権（5年）	1	茨定第1号	今回 H30. 9. 1 - R 5. 8. 31 次回 R 5. 9. 1 - R10. 8. 31	
合計	16	※ 茨共16号の重複を除く		

#### 4 適切かつ有効の判断

##### (1) 漁業権行使状況調査に基づく漁場計画作成の流れ



水産庁説明資料より抜粋

##### (2) 漁業権行使状況調査の結果

種 別	件 数	免許番号	結 果
共 同 漁業権	第一種	14	いずれも適切かつ有効に利用されていたことから活用漁業権と判断 ※チェックシート結果(資料3-3)による ↓ 類似漁業権として海区漁場計画を作成
	第二種	1	
		1	
定置漁業権	1	茨定第1号	

#### 5 茨城海区漁場計画(素案)について

計画(素案)概要: 資料3-4のとおり

計画(素案): 資料3-5のとおり



## 法令抜粋

漁業法

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第三百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第六百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時において適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

- 五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たつては、漁業調整のため必要な範囲内であること。
- 六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。
- 2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たつては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手續)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならぬ。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならぬ。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならぬ。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならぬ。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならぬ。

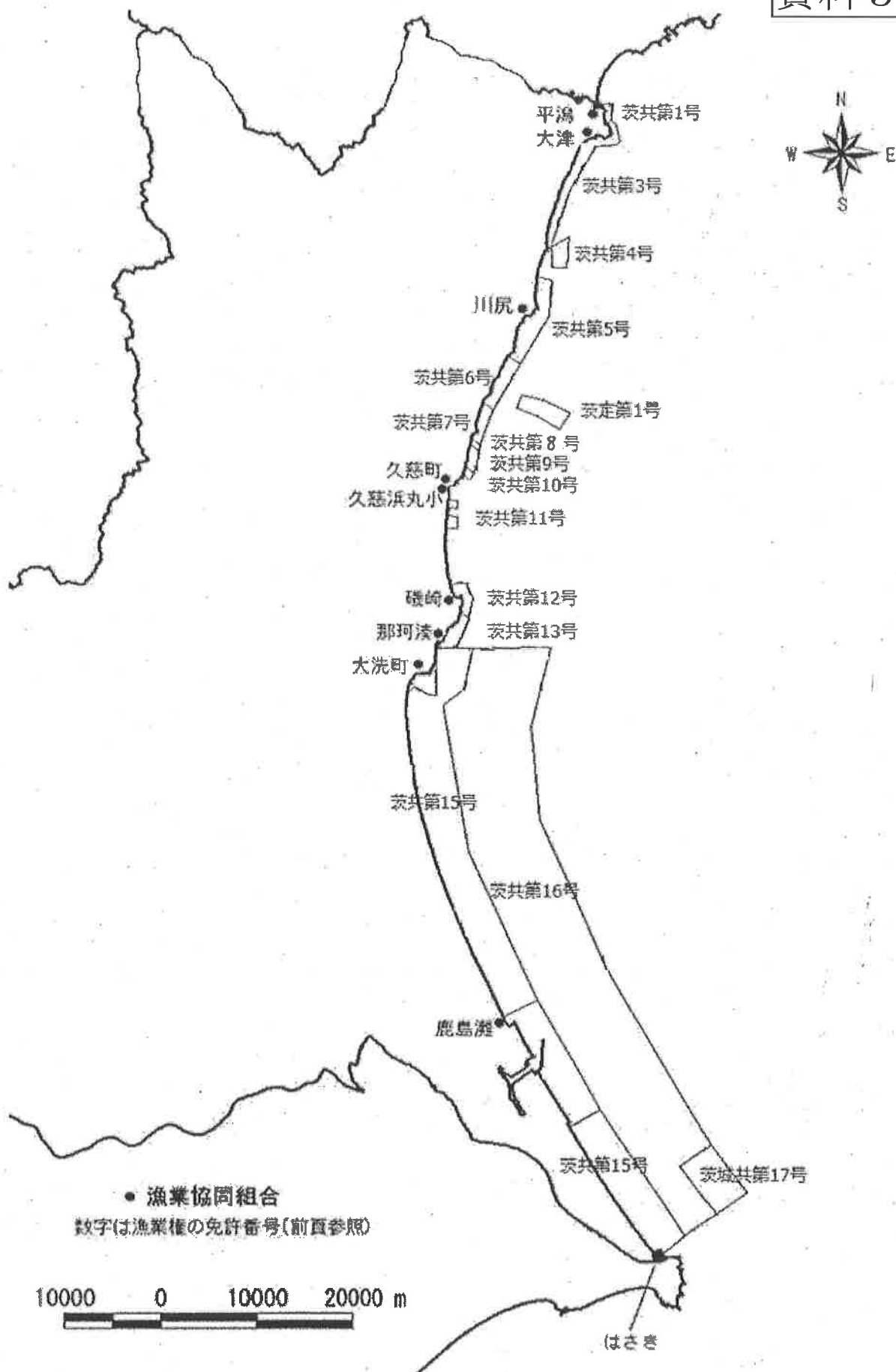
2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

# 茨城海区の漁業権漁場

資料 3 - 2



● 漁業協同組合  
数字は漁業権の免許番号(前頁参照)

10000 0 10000 20000 m

漁業法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

チェック項目	第1種共同漁業														第2種共同漁業		定置漁業
	茨共 第1号	茨共 第3号	茨共 第4号	茨共 第5号	茨共 第6号	茨共 第7号	茨共 第8号	茨共 第9号	茨共 第10号	茨共 第11号	茨共 第12号	茨共 第13号	茨共 第15号	茨共 第16号	茨共 第16号	茨共 第17号	茨定 第1号
<b>1 資源管理の状況等の報告</b>																	
(1) 漁業種の免許以降、法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>2 適切の判断基準</b>																	
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 資源管理を適切に実施している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている (区画漁業権の場合)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(12) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
<b>3 有効の判断基準</b>																	
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる (区画漁業権の場合)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(3) 漁場の全てを利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
<b>4 評価</b>	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし
問題なし/問題あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし
備考																	

茨城海区漁場計画(素案)の概要①

資料 3 - 4

公示番号 (免許番号)	関係漁協	2(1)漁業種類の名称及び漁業時期			2(2)漁場の位置 2(3)漁場の区域 <small>※基点、計算点の緯度 経度を追記)</small>	3免許予定日	4申請期間	5関係地区、地元 地区	6存在期間	備考
		漁業種類	漁業の名称 (対象漁業種類)	漁業時期						
茨共第1号	平潟	第1種	変更なし	変更なし	変更なし	令和5年9月1日	令和5年6月1日から 令和5年7月31日	変更なし	令和5年9月1日から令和15年8月31日(10年間)	
茨共第3号	大津	第1種	えむし削除		変更なし ※1	〃		概ね変更なし ※2	〃	えむし資源の利用が見込まれないため ※1表記是正(実質変更なし) ※2組合員の現在の住居を反映(調査中)
茨共第4号	大津・川尻	第1種	変更なし		変更なし	〃		概ね変更なし ※2	〃	※2組合員の現在の住居を反映(調査中)
茨共第5号	川尻	第1種	えむし、こたまがい削除		変更なし	〃		変更なし	〃	えむし、こたまがい資源の利用が見込まれないため
茨共第6号	久慈町 (旧会瀬)	第1種	変更なし		変更なし ※1	〃		変更なし	〃	※1表記是正(実質変更なし)
茨共第7号	久慈町 (旧河原子)	第1種	変更なし		変更なし ※1	〃		変更なし	〃	※1表記是正(実質変更なし)
茨共第8号	久慈町(旧河原子)・ 久慈浜丸小	第1種	変更なし		変更なし	〃		概ね変更なし ※2	〃	※2組合員の現在の住居を反映(調査中)
茨共第9号	久慈浜丸小	第1種	変更なし		変更なし ※1	〃		概ね変更なし ※2	〃	※1表記是正(実質変更なし) ※2組合員の現在の住居を反映(調査中)
茨共第10号	久慈町・久慈浜丸小	第1種	変更なし		変更なし ※1	〃		概ね変更なし ※2	〃	※1表記是正(実質変更なし) ※2組合員の現在の住居を反映(調査中)
茨共第11号	久慈町・久慈浜丸 小・磯崎	第1種	変更なし		変更なし	〃		概ね変更なし ※2	〃	※2組合員の現在の住居を反映(調査中)
茨共第12号	磯崎	第1種	変更なし		変更なし	〃		変更なし	〃	
茨共第13号	那珂湊	第1種	あさり、あかがい削除		変更なし	〃		変更なし	〃	あさり、あかがい資源の利用が見込まれないため
茨共第15号	大洗町・鹿島灘・は さき	第1種	変更なし		概ね変更なし	〃		変更なし	〃	波崎漁港航路の水面の拡大 (河川との境界明確化)
茨共第16号	大洗町・鹿島灘・は さき	第1・2種	変更なし		変更なし	〃		変更なし	〃	
茨共第17号	那珂湊・大洗町・鹿 島灘・はさき・(銚 子市)	第2種	変更なし		変更なし	令和5年11月1日		変更なし	令和5年11月1日から令和9年2月28日(3年4月間) ※3	※3 本県と千葉県の間書により、令和5年11月1 日からの10ヵ年について、存続期間3年4ヶ月に両 県が交互に免許
茨定第1号	久慈町 (旧会瀬)	定置	変更なし		変更なし	令和5年9月1日		変更なし	令和5年9月1日から令和10年8月31日(5年間)	

**茨城海区漁場計画（素案）「共同漁業権（第1種・第2種）・定置漁業権」**

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 茨共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県北茨城市平潟町地先

(3) 漁場の区域

次の基点ア、イ、ウ、エ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点J	36° 51.484' N 140° 47.618' E	茨城県北茨城市平潟町平潟漁港西防波堤に設置した標識
基点第24号	36° 50.517' N 140° 47.833' E	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作1435番地の1に設置した標柱
ア	36° 51.545' N 140° 47.604' E	基点Jから348度45分32秒（真方位）115メートルの点
イ	36° 51.567' N 140° 47.634' E	アから48度33分8秒（真方位）59.5メートルの点
ウ	36° 51.669' N 140° 48.363' E	イから79度30分（真方位）1,100メートルの点
エ	36° 50.598' N 140° 48.293' E	基点第24号から77度（真方位）700メートルの点

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

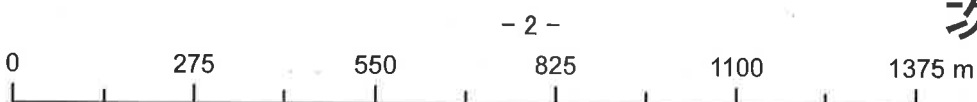
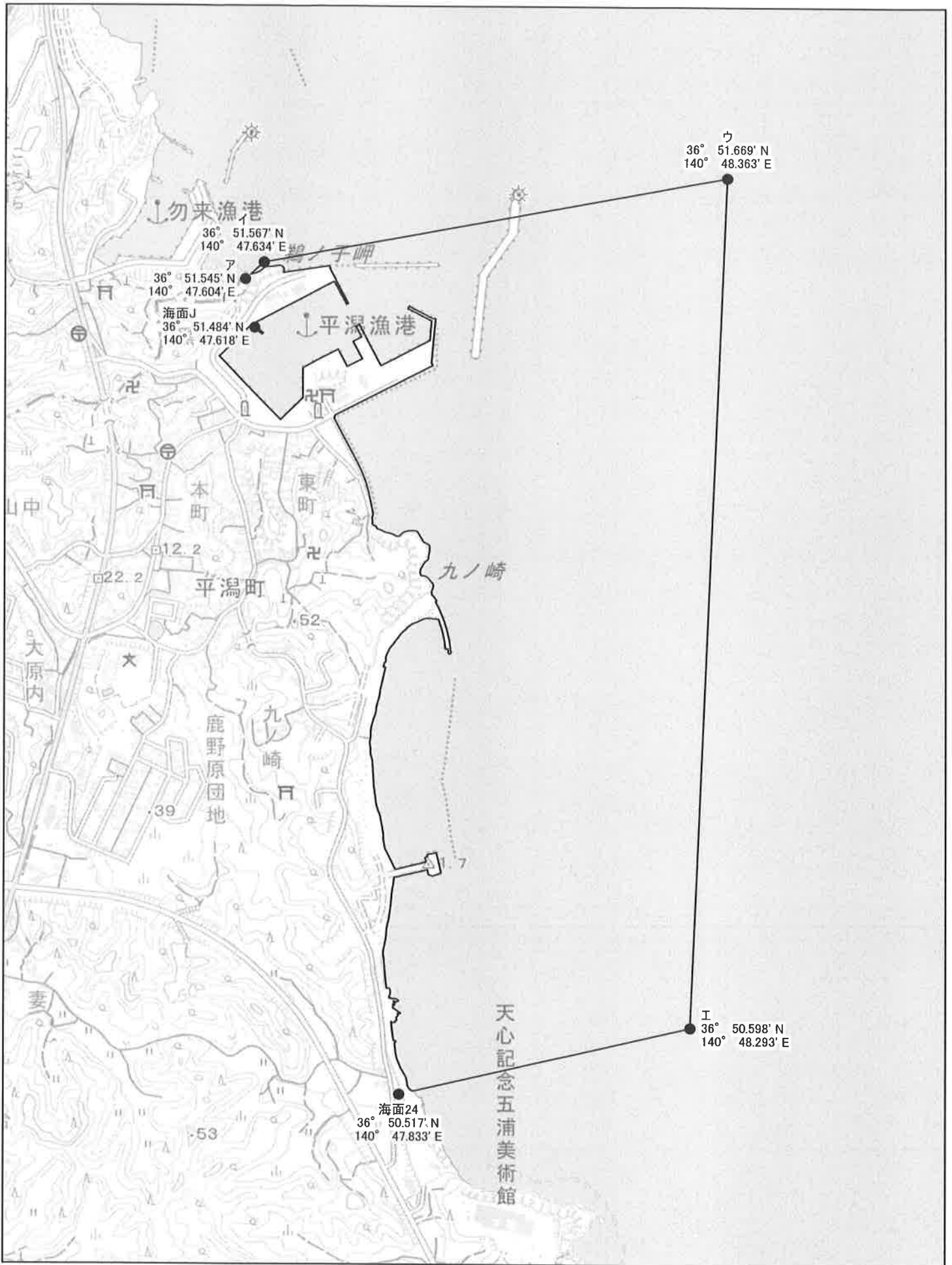
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県北茨城市平潟町及び関本町関本中

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



# 茨共第1号

背景図: 地理院タイル

1 公示番号 茨共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
ふのり漁業	1月1日から12月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置

茨城県北茨城市大津町から高萩市高戸に至る地先

(3) 漁場の区域

次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第24号	36° 50.517' N 140° 47.833' E	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作 1435 番地の 1 に設置した標柱
基点第27号	36° 49.796' N 140° 48.190' E	大津岬灯台（茨城県北茨城市大津町）の中心点
基点第22号	36° 46.666' N 140° 44.680' E	茨城県北茨城市中郷町下桜井字南山下 973 番地に設置した標柱
基点第20号	36° 43.080' N 140° 43.497' E	茨城県高萩市大字高戸字新立 631 番地に設置した標柱
ア	36° 50.598' N 140° 48.293' E	基点第24号から77度（真方位）700メートルの点
イ	36° 50.382' N 140° 48.674' E	基点第27号から33度（真方位）1,300メートルの点
ウ	36° 49.387' N 140° 48.901' E	基点第27号から125度（真方位）1,300メートルの点
エ	36° 49.133' N 140° 48.481' E	基点第27号から160度（真方位）1,300メートルの点



オ	<u>36° 49.138' N</u> <u>140° 47.883' E</u>	基点第 27 号から 200 度 (真方位) 1,300 メートルの点
カ	<u>36° 49.138' N</u> <u>140° 47.039' E</u>	基点第 27 号から 234 度 (真方位) 2,100 メートルの点
キ	<u>36° 46.433' N</u> <u>140° 45.286' E</u>	基点第 22 号から 115 度 (真方位) 1,000 メートルの点
ク	<u>36° 42.968' N</u> <u>140° 43.868' E</u>	基点第 20 号から 110 度 (真方位) 590 メートルの点

3. 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

4. 申請期間

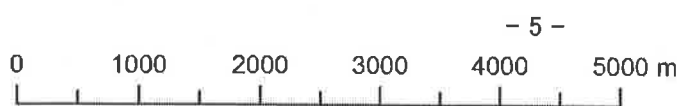
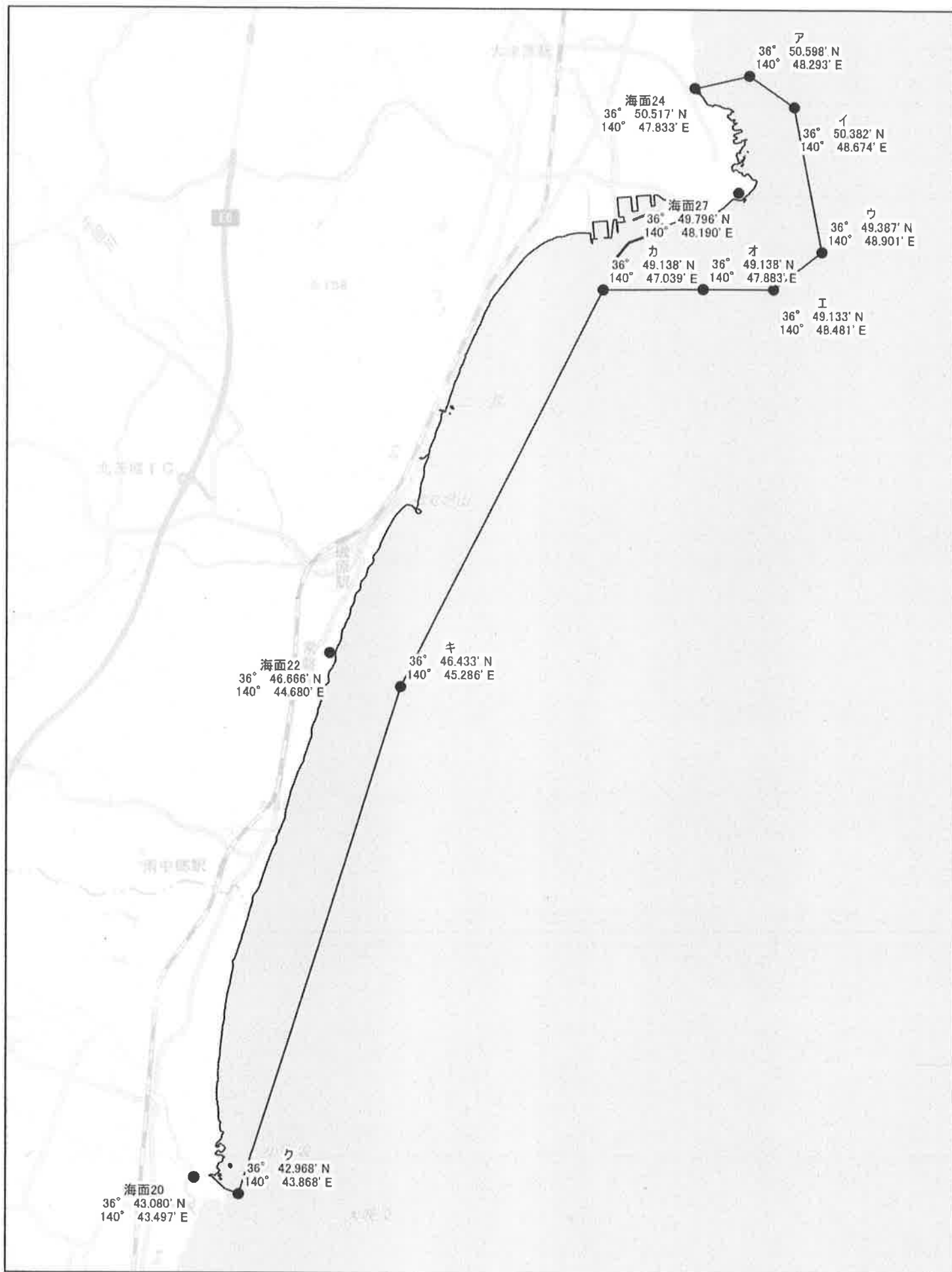
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

5. 関係地区

茨城県北茨城市大津町、関南町、磯原町及び中郷町並びに高萩市高戸

6. 存続期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで



# 茨共第3号

1 公示番号 茨共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県高萩市高戸地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第20号	36° 43.080' N 140° 43.497' E	茨城県高萩市大字高戸字新立 631 番地に設置した標柱
ア	36° 43.063' N 140° 43.553' E	基点第20号から110度（真方位）90メートルの点
イ	36° 43.302' N 140° 44.057' E	アから58度54分（真方位）870メートルの点
ウ	36° 43.874' N 140° 45.260' E	アから58度54分（真方位）2,950メートルの点
エ	36° 42.101' N 140° 45.023' E	アから128度35分（真方位）2,820メートルの点
オ	36° 42.113' N 140° 44.041' E	アから157度（真方位）1,900メートルの点

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

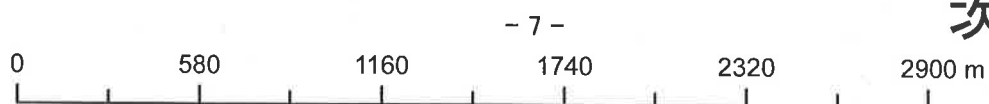
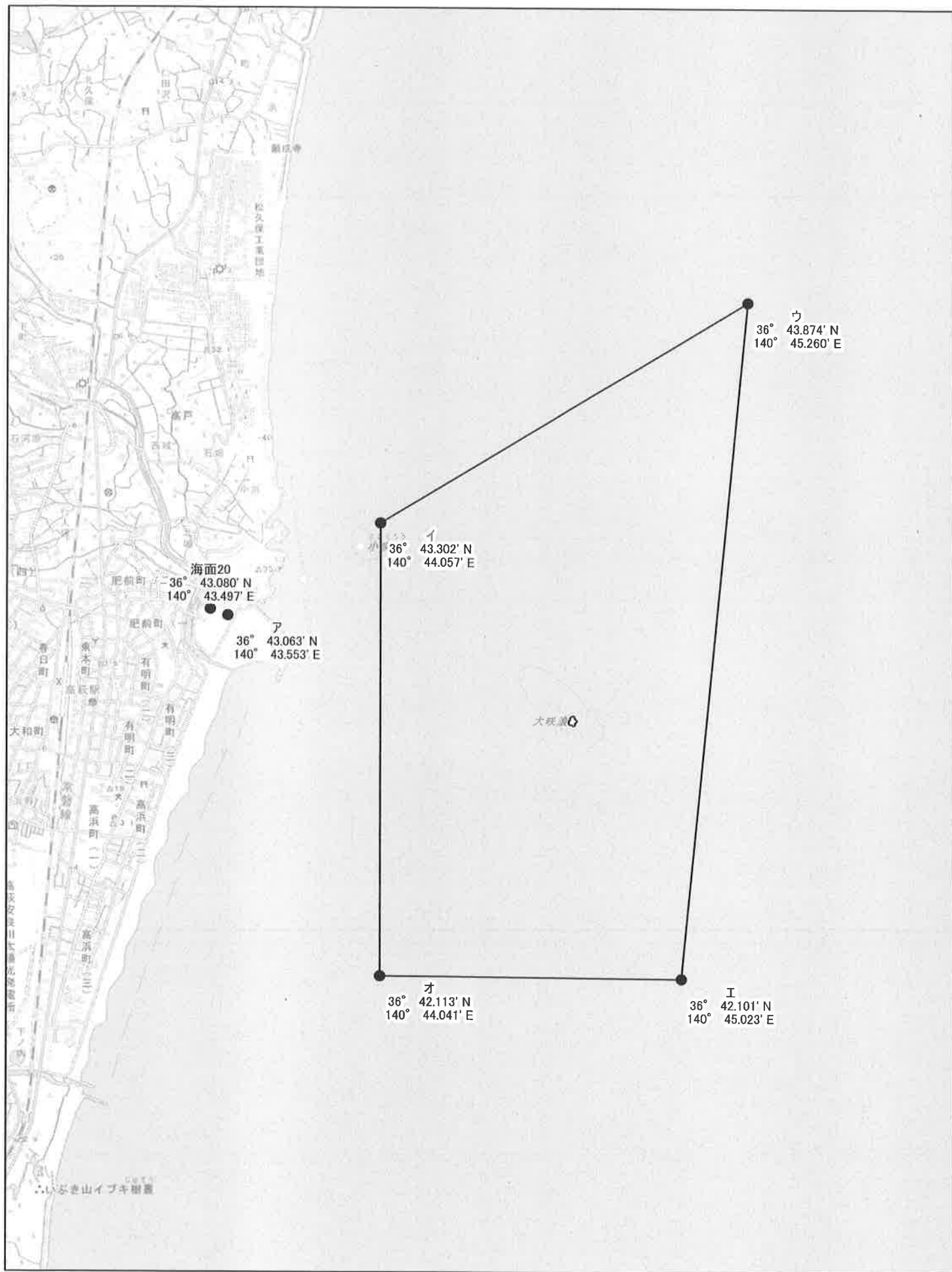
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県北茨城市大津町、関南町、磯原町及び中郷町並びに高萩市高戸並びに日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



# 茨共第4号

背景図: 地理院タイル

1 公示番号 茨共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	つのもた類漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県日立市十王町伊師から田尻町に至る地先

(3) 漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第19号	36° 41.639' N 140° 42.979' E	茨城県日立市十王町伊師地先海岸に設置した標識
基点第18号	36° 39.620' N 140° 42.779' E	小貝国有林（茨城県日立市川尻町小貝）256ろ内に設置した標柱
基点第16号	36° 36.977' N 140° 40.863' E	茨城県日立市滑川町字北川2135番地先に設置した標柱
ア	36° 41.407' N 140° 44.014' E	基点第19号から105度（真方位）1,600メートルの点
イ	36° 39.331' N 140° 43.791' E	基点第18号から109度（真方位）1,600メートルの点
ウ	36° 36.563' N 140° 41.735' E	基点第16号から120度（真方位）1,510メートルの点

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

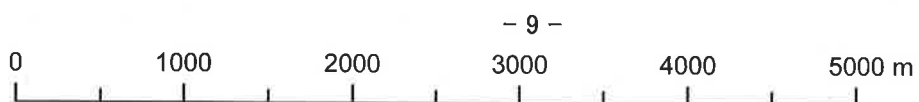
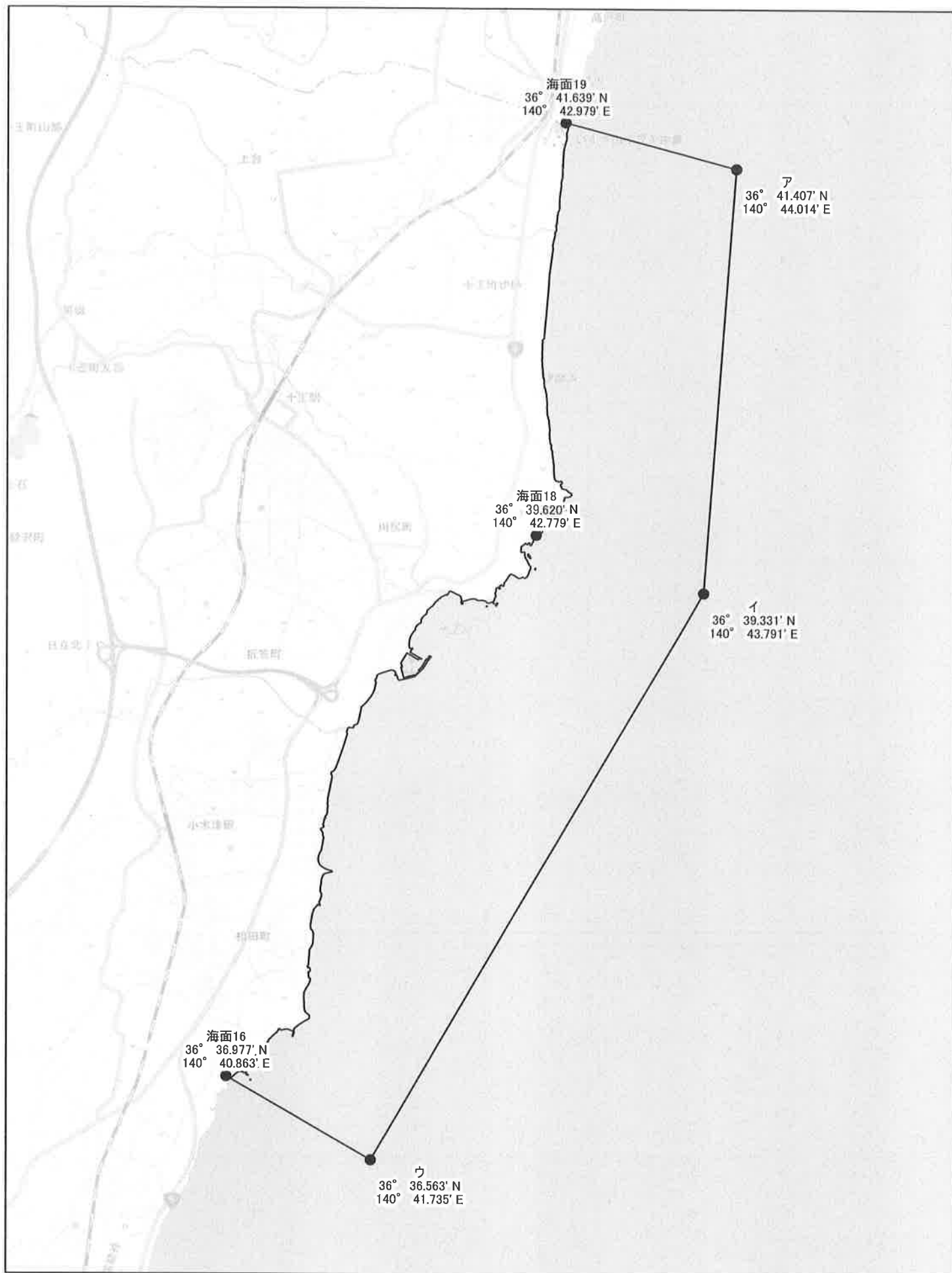
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



# 茨共第5号

1 公示番号 茨共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県日立市東滑川町から会瀬町に至る地先

(3) 漁場の区域

次の基点第16号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点第16号	36° 36.977' N 140° 40.863' E	茨城県日立市滑川町字北川2135番地先に設置した標柱
ア	36° 36.563' N 140° 41.735' E	基点第16号から120度(真方位)1,510メートルの点
イ	36° 33.879' N 140° 39.802' E	ウから135度(真方位)1,350メートルの点
ウ	36° 34.399' N 140° 39.168' E	基点Kから31度25分12秒(真方位)299.5メートルの点
基点K	36° 34.262' N 140° 39.062' E	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点(日立バイパス3-4)

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県日立市滑川町、東滑川町、本宮町、高鈴町、東町、旭町、相賀町、幸町及び会瀬町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで





1 公示番号 茨共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県日立市東成沢町、国分町及び河原子町地先

(3) 漁場の区域

次のウ、ア、イ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点K	36° 34.262' N 140° 39.062' E	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点(日立バイパス3-4)
ウ	36° 34.399' N 140° 39.168' E	基点Kから31度25分12秒(真方位)299.5メートルの点
ア	36° 33.879' N 140° 39.802' E	ウから135度(真方位)1,350メートルの点
イ	36° 31.840' N 140° 38.909' E	エから135度(真方位)1,300メートルの点
エ	36° 32.341' N 140° 38.299' E	基点第11号から226度30分(真方位)210メートルの点
基点第11号	36° 32.419' N 140° 38.401' E	茨城県日立市河原子町三丁目51番地河原子港南浜護岸に設置した標識

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

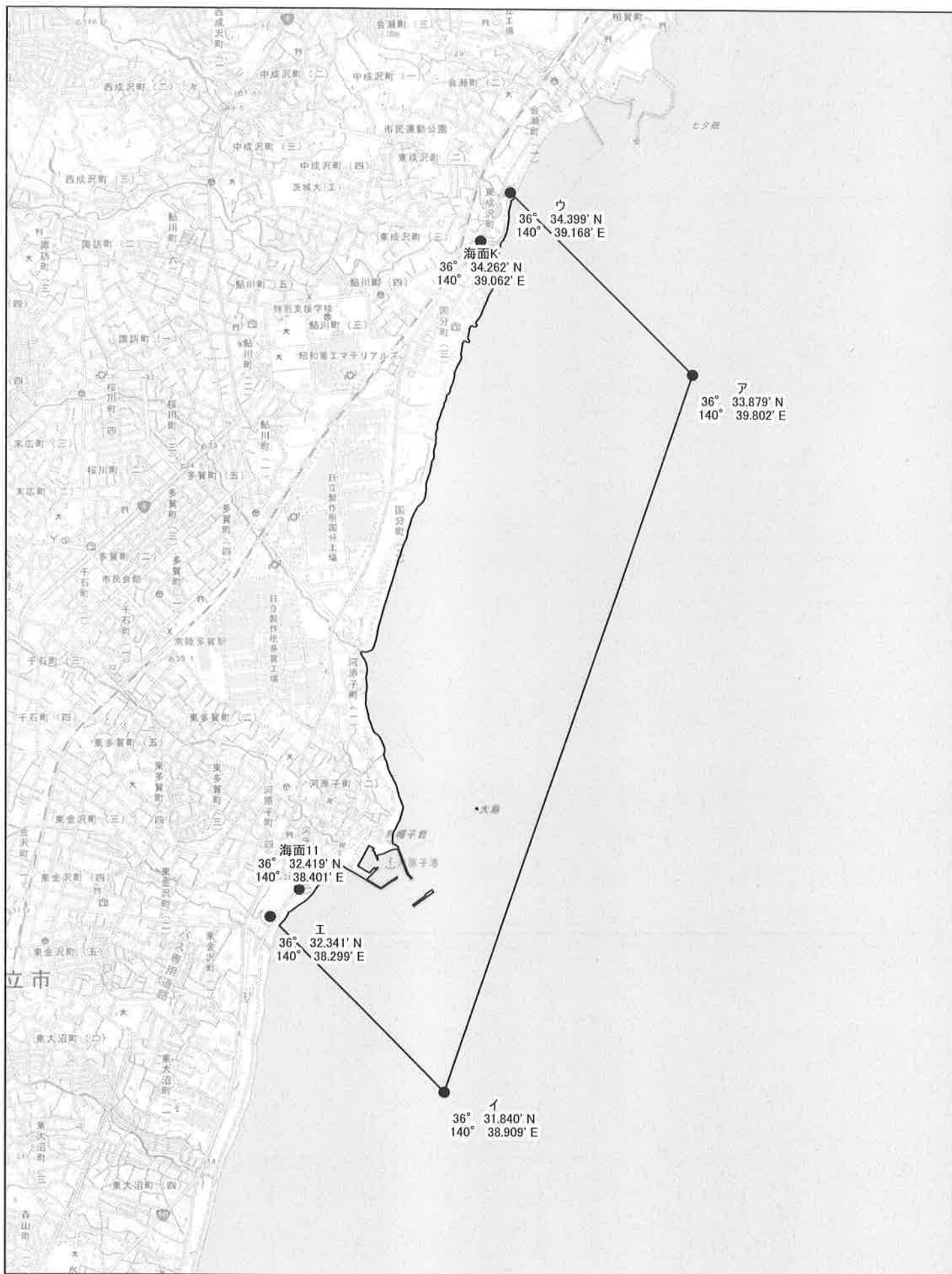
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県日立市河原子町、東金沢町及び東多賀町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第7号

1 公示番号 茨共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県日立市東金沢町地先

(3) 漁場の区域

次のエ、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点第11号	36° 32.419' N 140° 38.401' E	茨城県日立市河原子町三丁目 51 番地河原子港南浜護岸に設置した標識
エ	36° 32.341' N 140° 38.299' E	基点第11号から226度30分(真方位)210メートルの点
ア	36° 31.840' N 140° 38.909' E	エから135度(真方位)1,300メートルの点
イ	36° 31.541' N 140° 38.802' E	基点第10号から135度(真方位)1,200メートルの点
基点第10号	36° 32.003' N 140° 38.239' E	茨城県日立市東大沼町一丁目693番地に設置した標柱

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

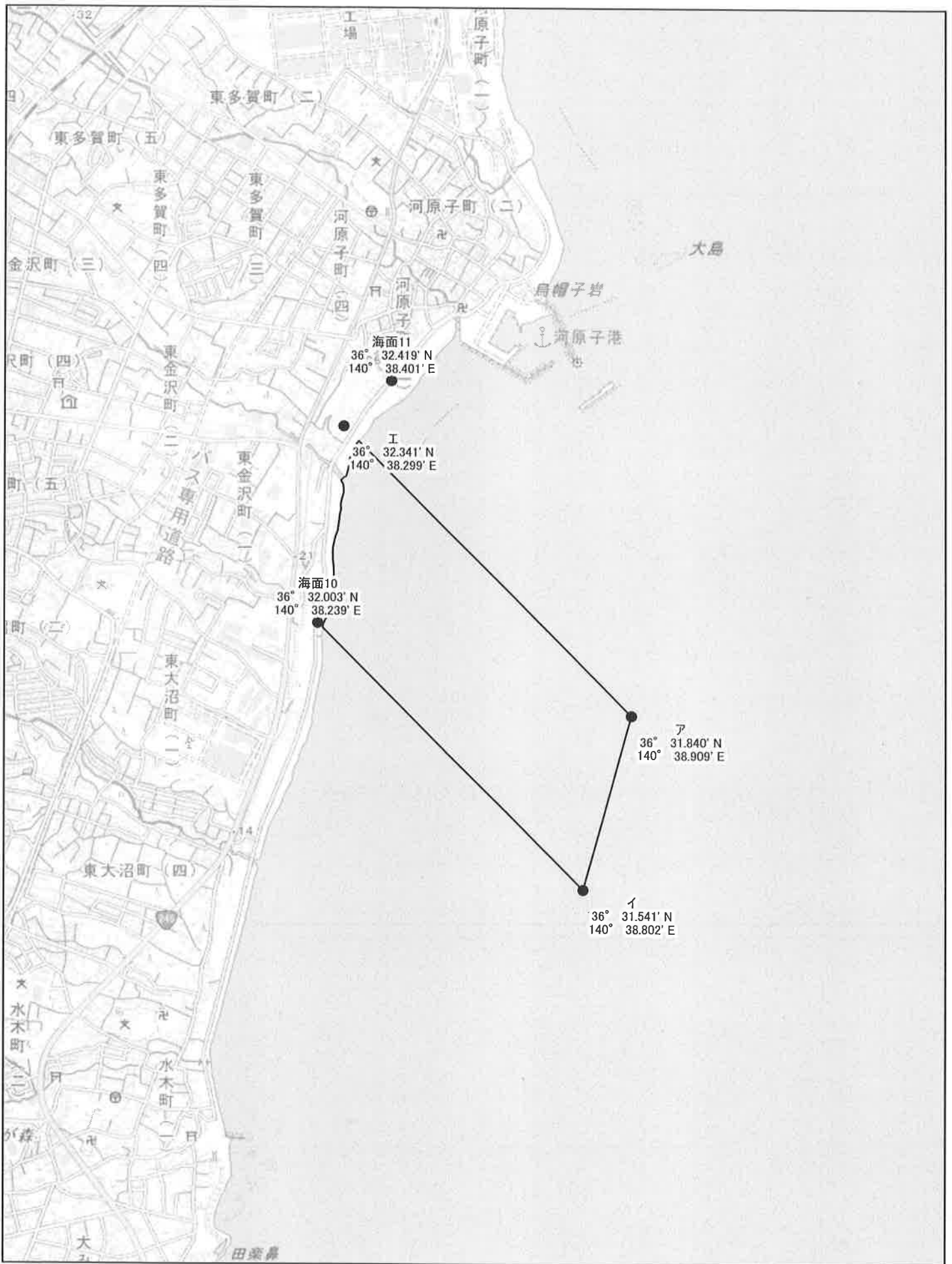
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県日立市河原子町、東多賀町、東金沢町及び水木町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第8号

背景図:地理院タイル

1 公示番号 茨共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県日立市東大沼町、水木町及び大みか町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第10号	36° 32.003' N 140° 38.239' E	茨城県日立市東大沼町一丁目 693 番地に設置した標柱
基点第9号	36° 30.536' N 140° 37.927' E	茨城県日立市大みか町四丁目 459 番地に設置した標柱
ア	36° 31.541' N 140° 38.802' E	基点第10号から135度（真方位）1,200メートルの点
イ	36° 30.253' N 140° 38.499' E	基点第9号から121度（真方位）1,000メートルの点

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

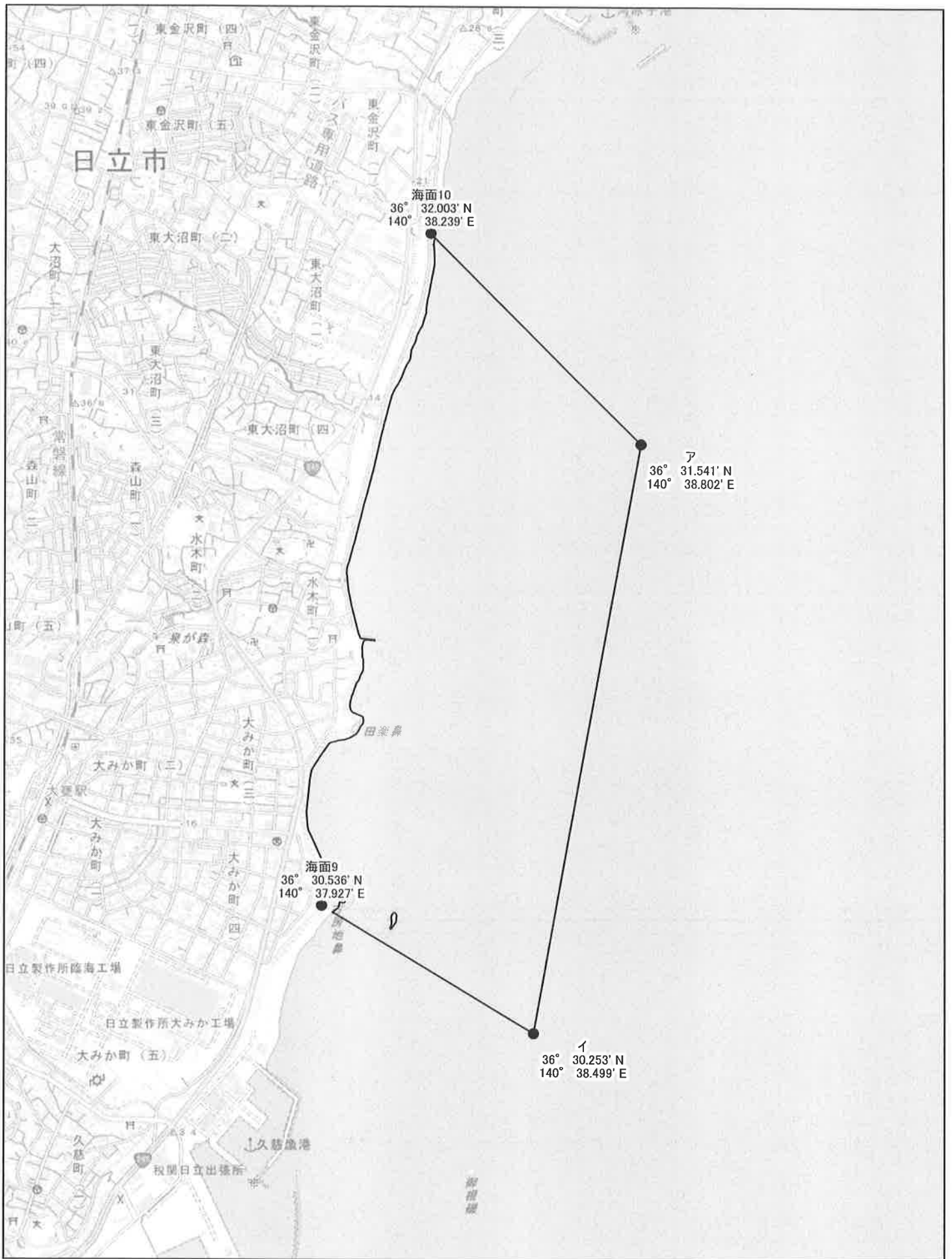
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県日立市水木町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第9号

背景図: 地理院タイル

1 公示番号 茨共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県日立市大みか町及び久慈町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第9号	36° 30.536' N 140° 37.927' E	茨城県日立市大みか町四丁目 459 番地に設置した標柱
基点第8号	36° 30.230' N 140° 37.694' E	茨城県日立市大みか町五丁目 55 番地に設置した標柱
ア	36° 30.253' N 140° 38.499' E	基点第9号から 121 度（真方位）1,000 メートルの点
イ	36° 29.762' N 140° 38.069' E	ウから 153 度 50 分（真方位）730 メートルの点
ウ	36° 30.118' N 140° 37.857' E	基点第8号から 130 度（真方位）320 メートルの点（久慈漁港北防波堤港外側角付近）

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

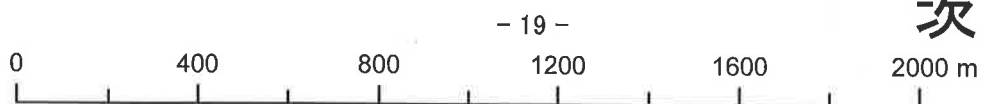
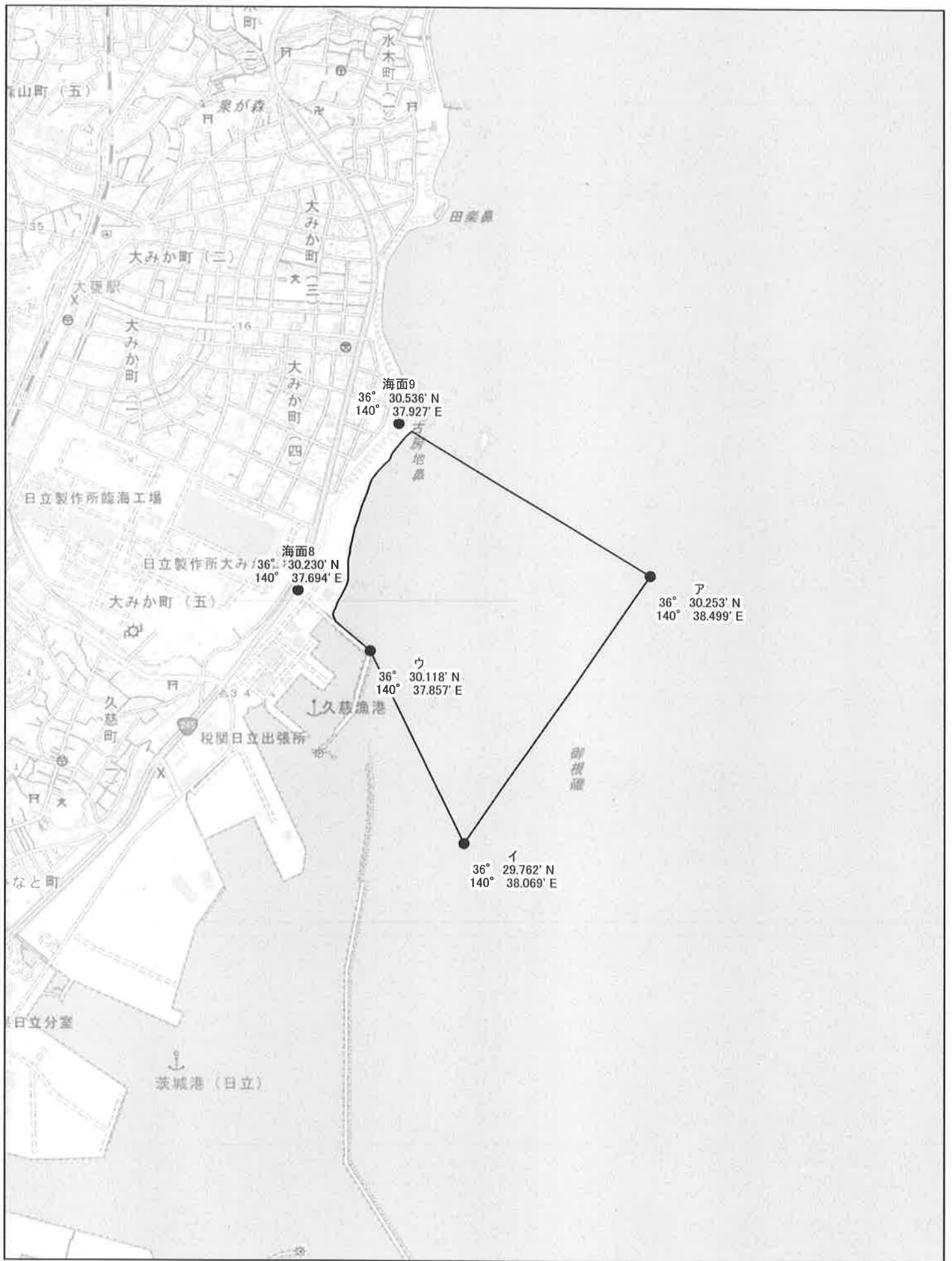
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県日立市大みか町及び久慈町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで





1 公示番号 茨共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県那珂郡東海村地先

(3) 漁場の区域

次の基点甲、ア、イ及び基点Hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。  
ただし、次の基点第29号、ウ、エ及び基点第28号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く（別図のとおり）。

	緯度経度	位置
基点甲	<u>36° 28.675' N</u> <u>140° 36.669' E</u>	茨城県那珂郡東海村豊岡に設置した標識
ア	<u>36° 28.651' N</u> <u>140° 37.338' E</u>	基点甲から92度（真方位）1,000メートルの点
イ	<u>36° 27.016' N</u> <u>140° 37.282' E</u>	基点Hから90度（真方位）1,200メートルの点
基点H	<u>36° 27.022' N</u> <u>140° 36.479' E</u>	茨城県那珂郡東海村大字村松字白根に設置した標柱
基点第29号	<u>36° 28.233' N</u> <u>140° 36.611' E</u>	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根2番16に設置した標柱
ウ	<u>36° 28.178' N</u> <u>140° 37.322' E</u>	基点第29号から95度（真方位）の線とア、イを結ぶ直線との交点
エ	<u>36° 27.715' N</u> <u>140° 37.306' E</u>	基点第28号から95度（真方位）の線とア、イを結ぶ直線との交点
基点第28号	<u>36° 27.773' N</u> <u>140° 36.555' E</u>	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根2番21に設置した標柱

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

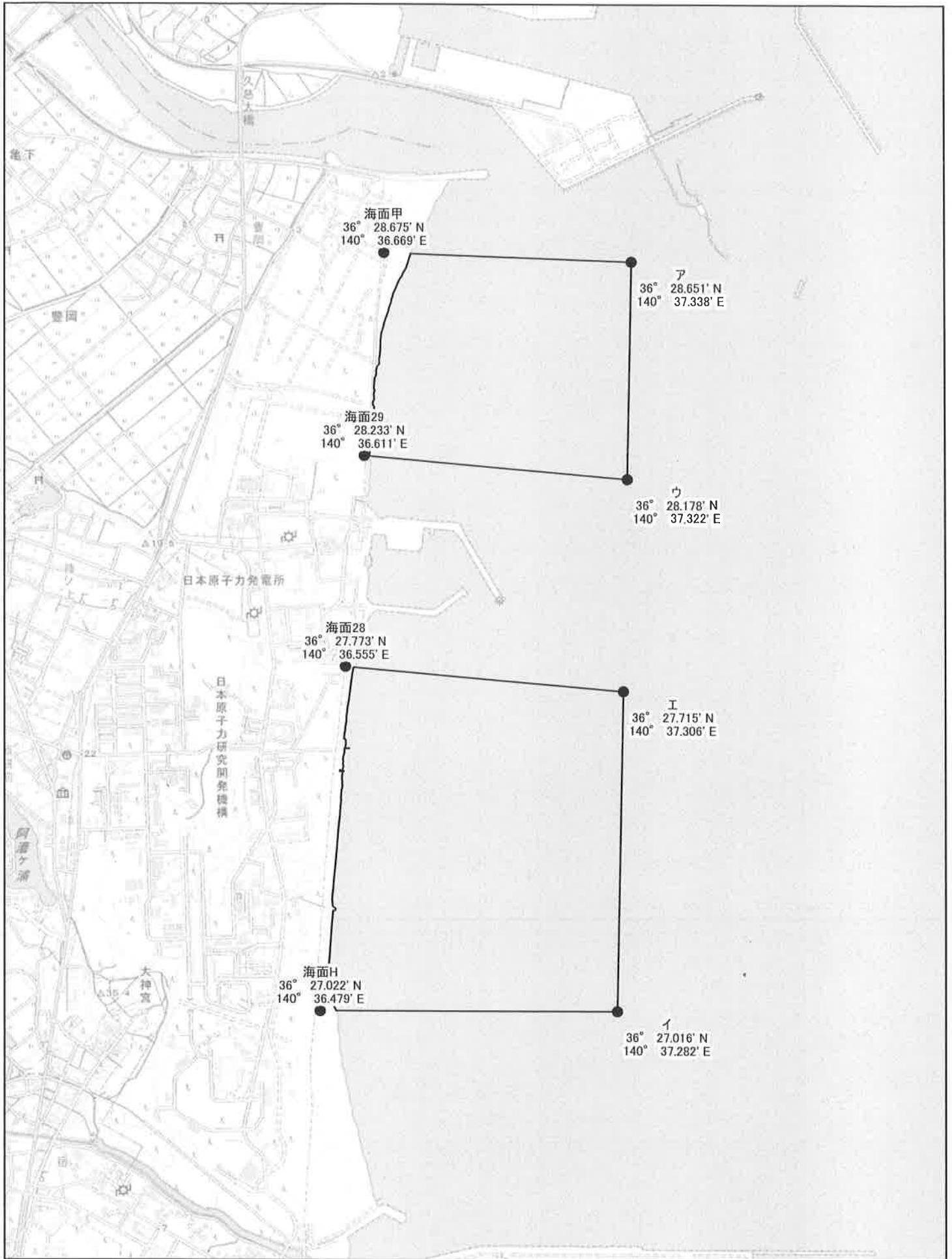
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県日立市水木町、大みか町及び久慈町並びにひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



1 公示番号 茨共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	
つのもた類漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町地先

(3) 漁場の区域

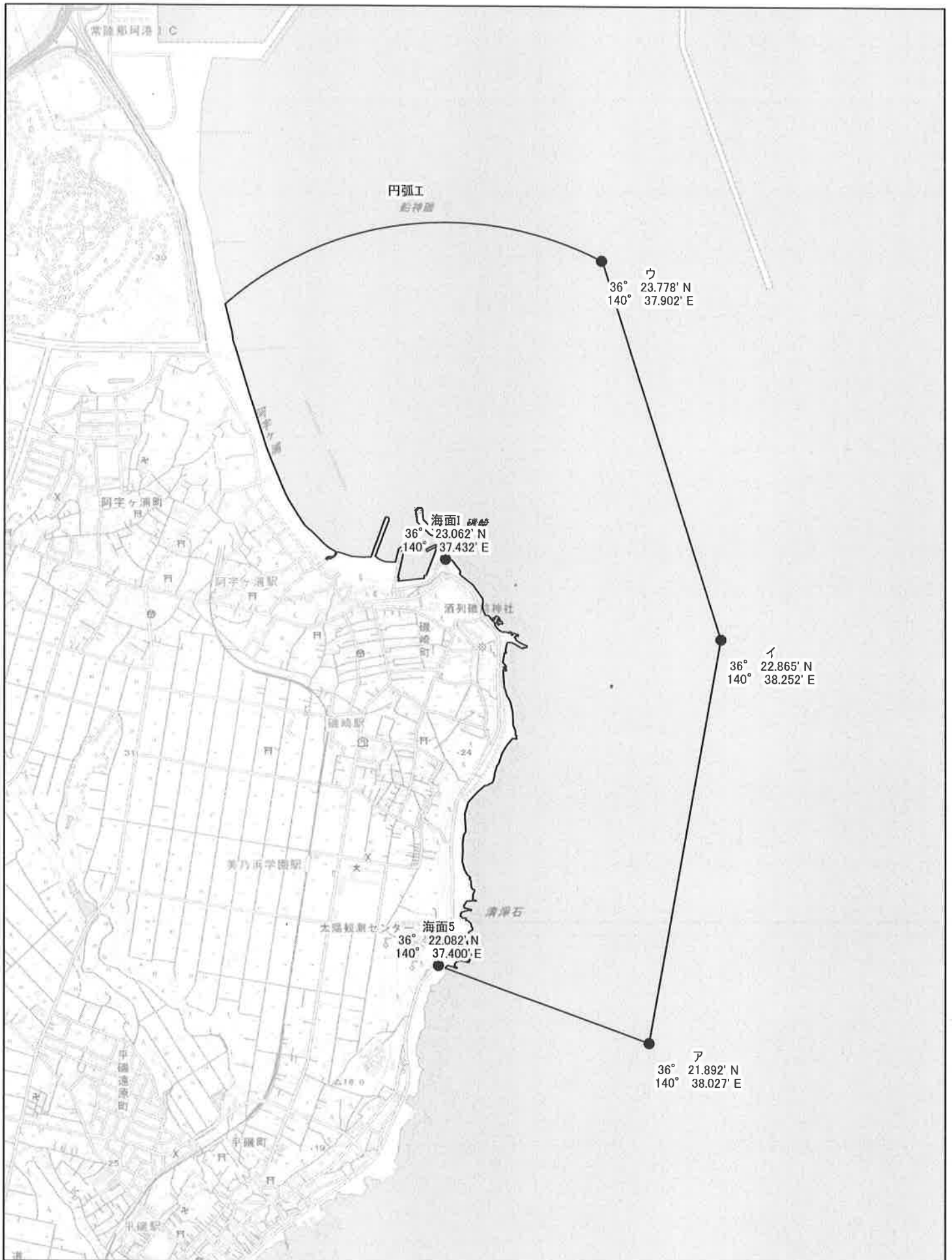
次の基点第5号、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線及び円弧エと最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点I	36° 23.062' N 140° 37.432' E	茨城県ひたちなか市磯崎町字千人塚渚 4643 番地の 1 地先に設置された磯崎漁港原点
基点第5号	36° 22.082' N 140° 37.400' E	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚 4654 番地 7 に設置した標柱
ア	36° 21.892' N 140° 38.027' E	基点第5号から 110 度（真方位）1,000 メートルの点
イ	36° 22.865' N 140° 38.252' E	基点Iから 106 度（真方位）1,280 メートルの点
ウ	36° 23.778' N 140° 37.902' E	基点Iを中心とする半径1,500メートルの円弧のうち基点Iから 27 度 30 分（真方位）に引いた線と当該円弧との交点
円弧エ		基点Iを中心とする半径1,500メートルの円弧のうちウから北側の最大高潮時海岸線との交点までの円弧

3 免許予定日

令和5年9月1日

- 4 申請期間  
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- 5 関係地区  
茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町
- 6 存続期間  
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第12号

背景図: 地理院タイル

1 公示番号 茨共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
つのみた類漁業	1月1日から12月31日まで	
おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置

茨城県ひたちなか市のうち平磯町及び旧那珂湊町一円地先

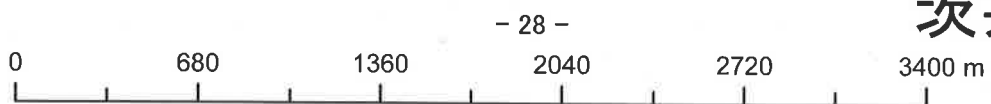
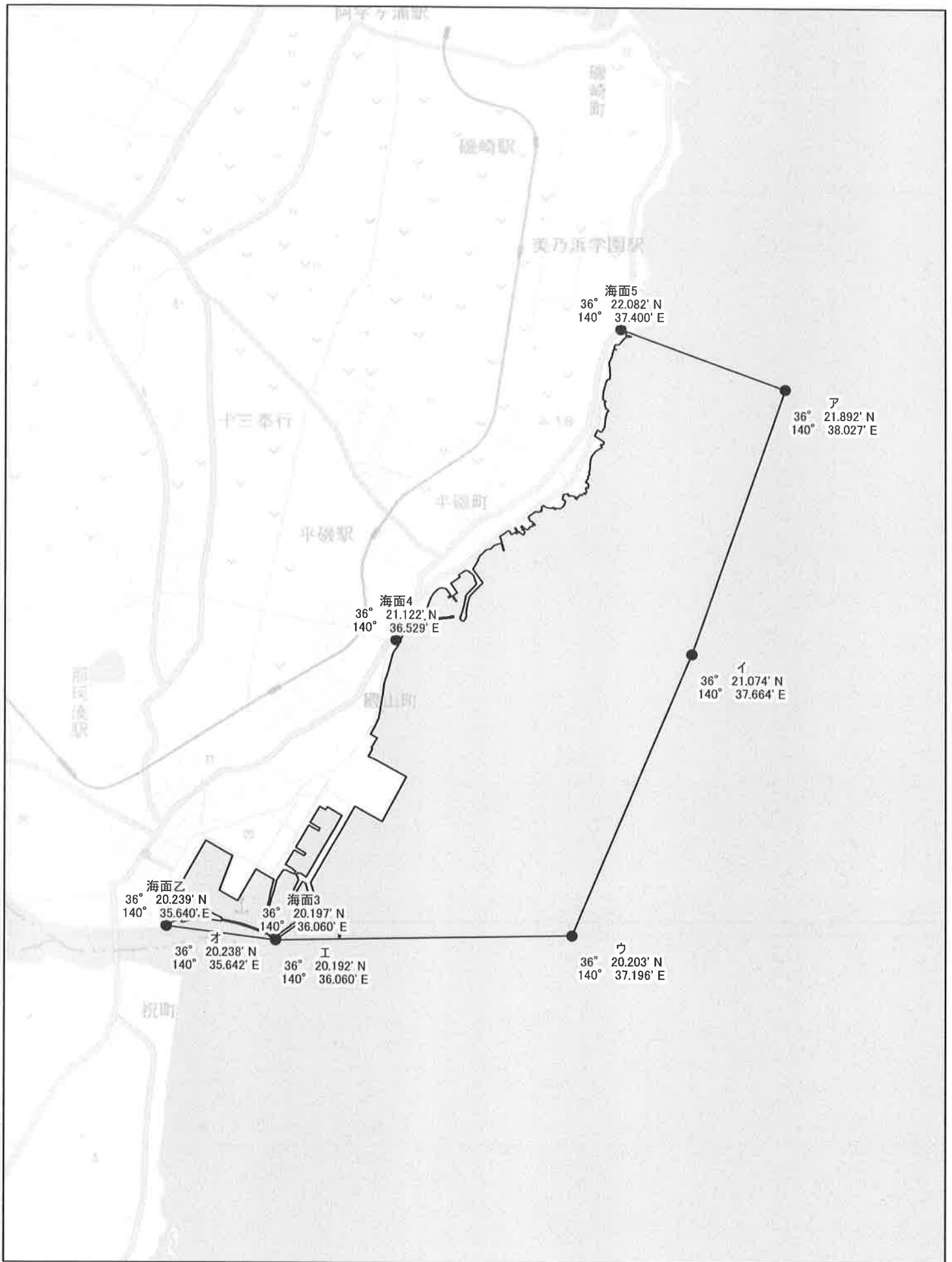
(3) 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別紙図面のとおりに）

	緯度経度	位置
基点第5号	36° 22.082' N 140° 37.400' E	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚 4654 番地 7 に設置した標柱
基点第4号	36° 21.122' N 140° 36.529' E	茨城県ひたちなか市平磯町 1 番地先に設置した標識
基点第3号	36° 20.197' N 140° 36.060' E	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港導流堤突端に設置した標識
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
ア	36° 21.892' N 140° 38.027' E	基点第5号から 110 度（真方位）1,000 メートルの点
イ	36° 21.074' N 140° 37.664' E	基点第4号から 92 度 30 分（真方位）1,700 メートルの点
ウ	36° 20.203' N 140° 37.196' E	基点第3号から 89 度 10 分（真方位）1,700 メートルの点
エ	36° 20.192' N 140° 36.060' E	最大高潮時那珂川左岸導水堤突端から 180 度（真方位）3 メートルの点
オ	36° 20.238' N 140° 35.642' E	基点乙から 128 度（真方位）3 メートルの点

- 3 免許予定日  
令和5年9月1日
- 4 申請期間  
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- 5 関係地区  
茨城県ひたちなか市のうち平磯町、平磯遠原町及び旧那珂湊町一円
- 6 存続期間  
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで





1 公示番号 茨共第 15 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	ながらみ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
つのもた類漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

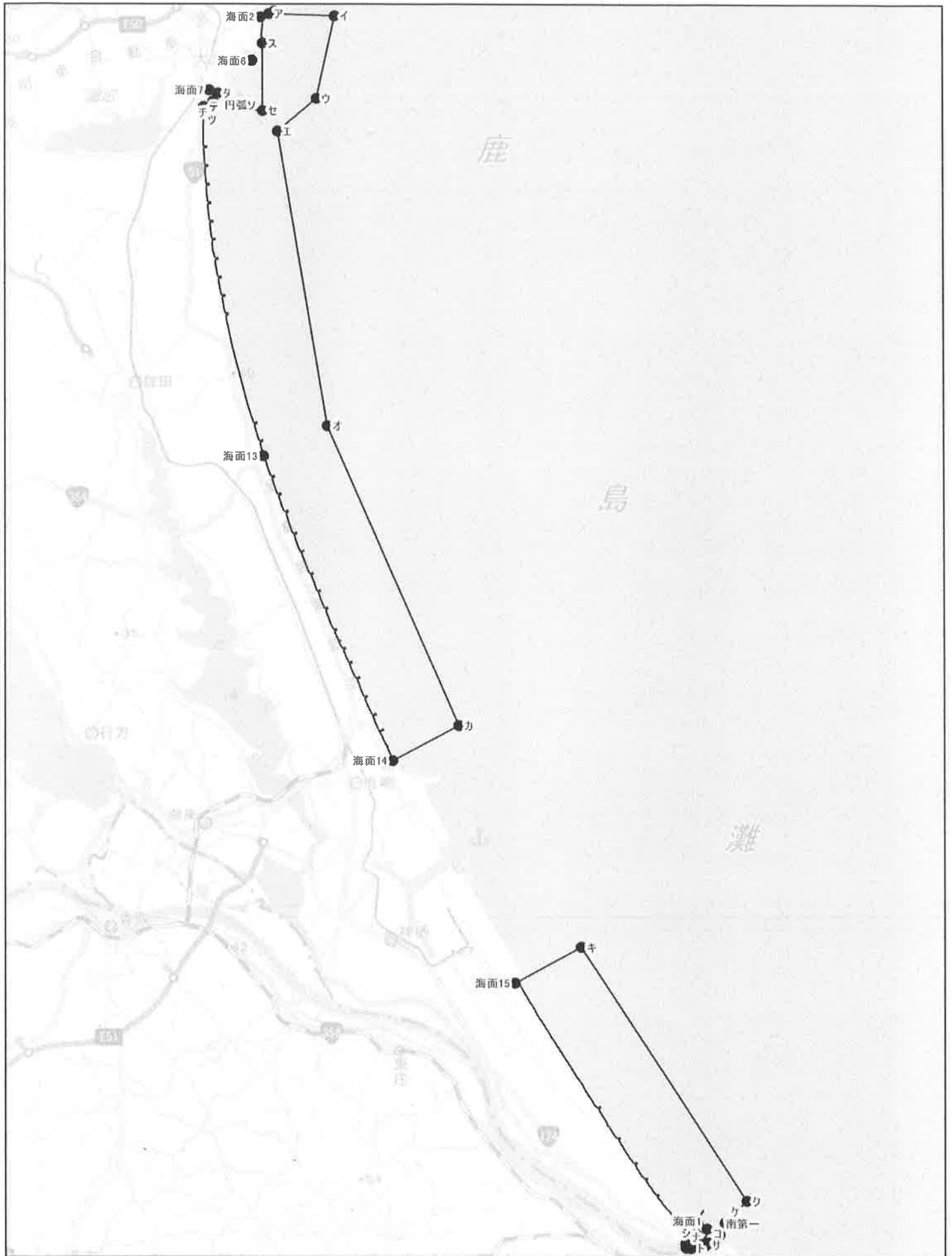
(3) 漁場の区域

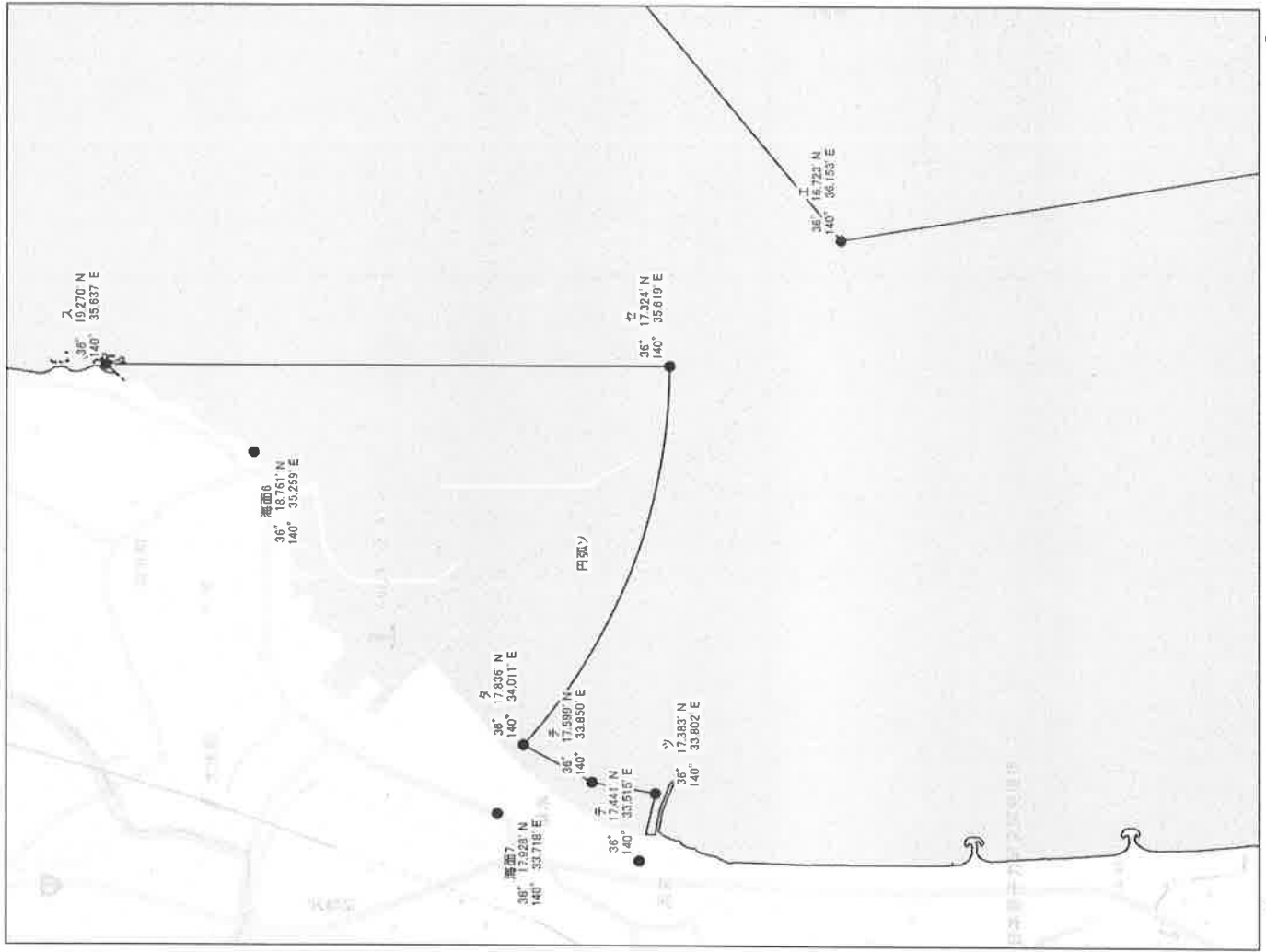
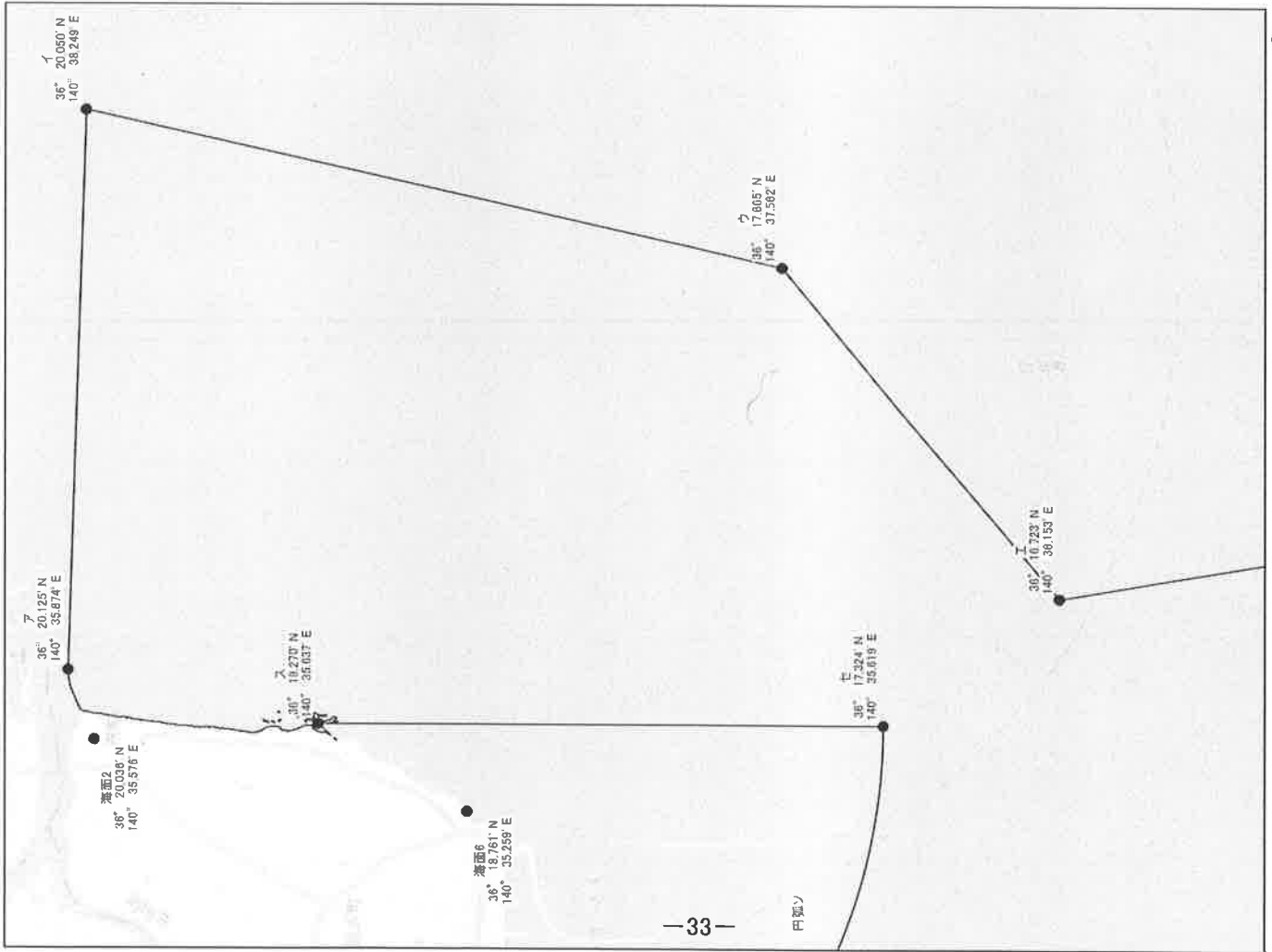
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、ト及びナの各点を順次に結んだ線と那珂川右岸防砂堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第14号、カ、キ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ス、セ、円弧ソ、タ、チ、ツ及びテの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに利根川左岸導流堤を除く(別図のとおり)。

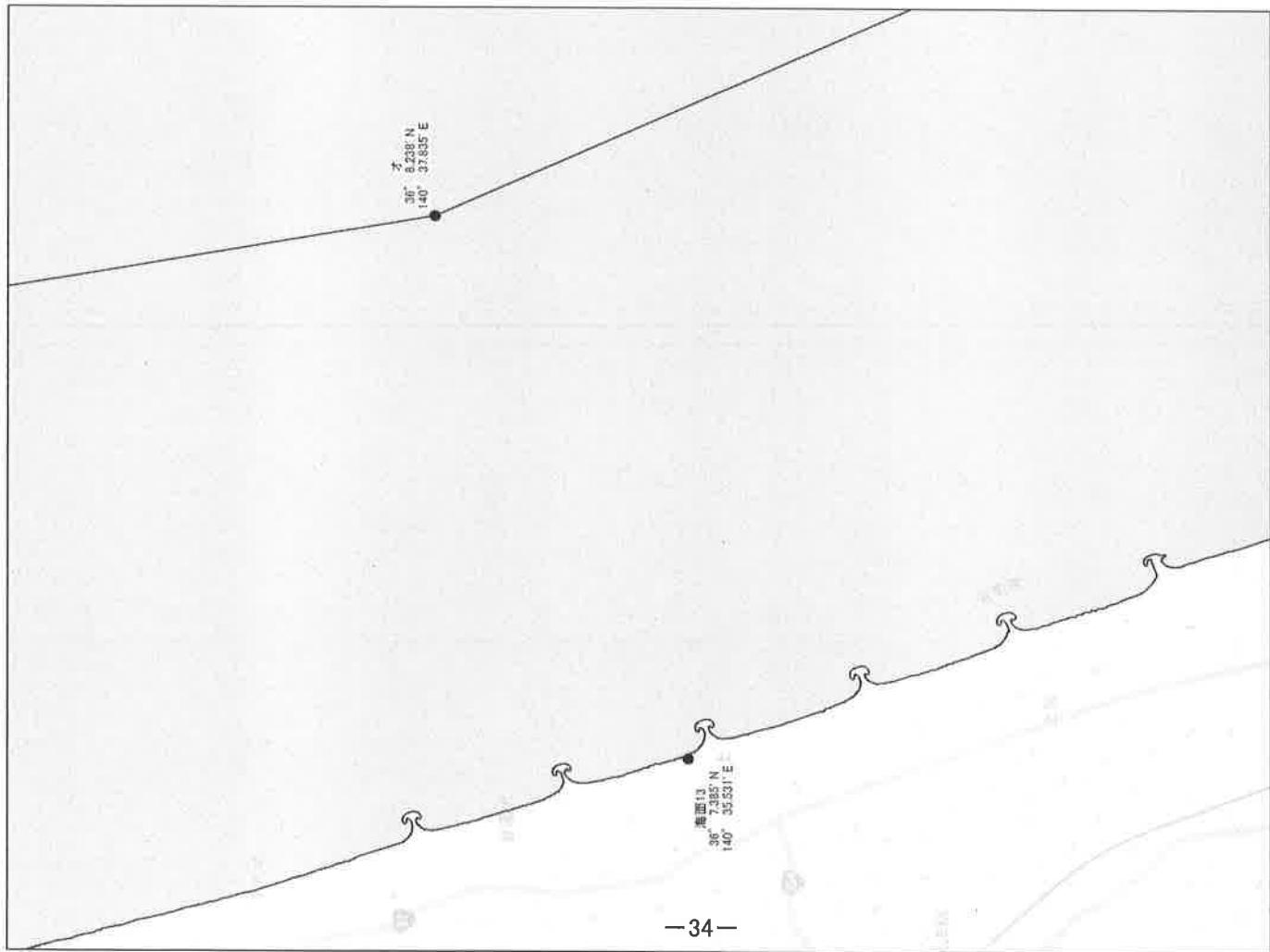
	緯度経度	位置
基点第1号	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
基点第2号	36° 20.036' N 140° 35.576' E	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
基点第6号	36° 18.761' N 140° 35.259' E	大洗岬灯台(茨城県東茨城郡大洗町)の中心点
基点第7号	36° 17.928' N 140° 33.718' E	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66地先に設置した標識
基点第13号	36° 7.385' N 140° 35.531' E	茨城県鉾田市汲上字別所釜2540地先に設置した標識

基点第 14 号	<u>35° 58.591' N</u> <u>140° 40.029' E</u>	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸 1 番地の 122 に設置した標柱
基点第 15 号	<u>35° 52.165' N</u> <u>140° 44.289' E</u>	茨城県神栖市日川字海岸砂間 2034 番地の 18 に設置した標柱
基点南第 1 号	<u>35° 44.869' N</u> <u>140° 51.399' E</u>	千葉県銚子市一ノ島灯台防波堤突端
ア	<u>36° 20.125' N</u> <u>140° 35.874' E</u>	那珂川右岸防砂堤突端 (茨城県東茨城郡大洗町)
イ	<u>36° 20.050' N</u> <u>140° 38.249' E</u>	基点第 2 号から 89 度 10 分 (真方位) 4,000 メートルの点
ウ	<u>36° 17.665' N</u> <u>140° 37.562' E</u>	基点第 6 号から 120 度 (真方位) 4,000 メートルの点
エ	<u>36° 16.723' N</u> <u>140° 36.153' E</u>	基点第 6 号から 160 度 (真方位) 4,000 メートルの点
オ	<u>36° 8.238' N</u> <u>140° 37.835' E</u>	基点第 13 号から 65 度 (真方位) 3,800 メートルの点
カ	<u>35° 59.593' N</u> <u>140° 42.388' E</u>	基点第 14 号から 61 度 55 分 (真方位) 4,000 メートルの点
キ	<u>35° 53.182' N</u> <u>140° 46.635' E</u>	基点第 15 号から 61 度 25 分 (真方位) 4,000 メートルの点
ク	<u>35° 45.837' N</u> <u>140° 52.377' E</u>	基点第 1 号から 55 度 (真方位) 2,608.5 メートルの点
ケ	<u>35° 45.213' N</u> <u>140° 51.594' E</u>	基点南第 1 号から 24 度 15 分 (真方位) 700 メートルの点
コ	<u>35° 44.650' N</u> <u>140° 50.972' E</u>	利根川左岸導流堤突端 (茨城県神栖市) から 92 度 (真方位) 50 メートルの点
サ	<u>35° 44.585' N</u> <u>140° 50.915' E</u>	茨城県神栖市波崎新港地先波崎漁港航路護岸に設置した標識から 92 度 (真方位) の線上最大高潮時利根川左岸から 50 メートルの点
シ	<u>35° 44.615' N</u> <u>140° 50.187' E</u>	基点第 1 号から 235 度 (真方位) 1,391.5 メートルの点 (神栖市波崎灯台跡)
ス	<u>36° 19.270' N</u> <u>140° 35.637' E</u>	基点第 6 号から 30 度 35 分 (真方位) 1,099 メートルの点
セ	<u>36° 17.324' N</u> <u>140° 35.619' E</u>	スから 180 度 (真方位) 3,600 メートルの点
円弧ソ		スを中心とする半径 3,600 メートルの円のうちセとタを結んだ円弧
タ	<u>36° 17.836' N</u> <u>140° 34.011' E</u>	スを中心とする半径 3,600 メートルの円と基点第 7 号から 110 度 46 分 49 秒 (真方位) に引いた線との交点
チ	<u>36° 17.599' N</u> <u>140° 33.850' E</u>	基点第 7 号から 161 度 32 分 17 秒 (真方位) 640 メートルの点
ツ	<u>36° 17.383' N</u> <u>140° 33.802' E</u>	基点第 7 号から 172 度 29 分 59 秒 (真方位) 1,016 メートルの点
テ	<u>36° 17.441' N</u> <u>140° 33.515' E</u>	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下 256 番地の 343 に設置した標識
ト	<u>35° 44.488' N</u> <u>140° 50.368' E</u>	新設
ナ	<u>35° 44.504' N</u> <u>140° 50.189' E</u>	新設

- 3 免許予定日  
令和5年9月1日
- 4 申請期間  
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- 5 関係地区  
茨城県東茨城郡大洗町、銚田市、鹿嶋市及び神栖市
- 6 存続期間  
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

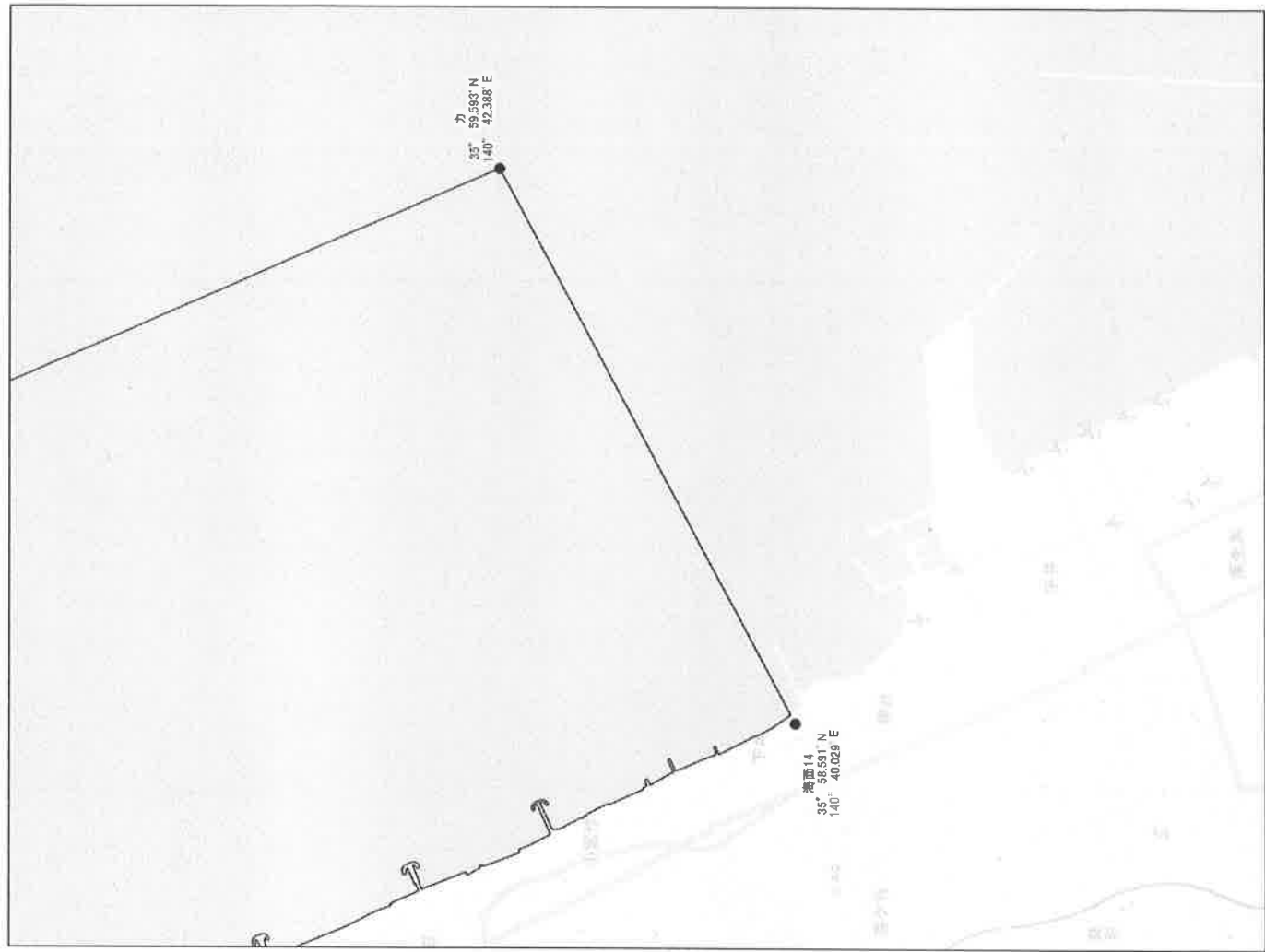






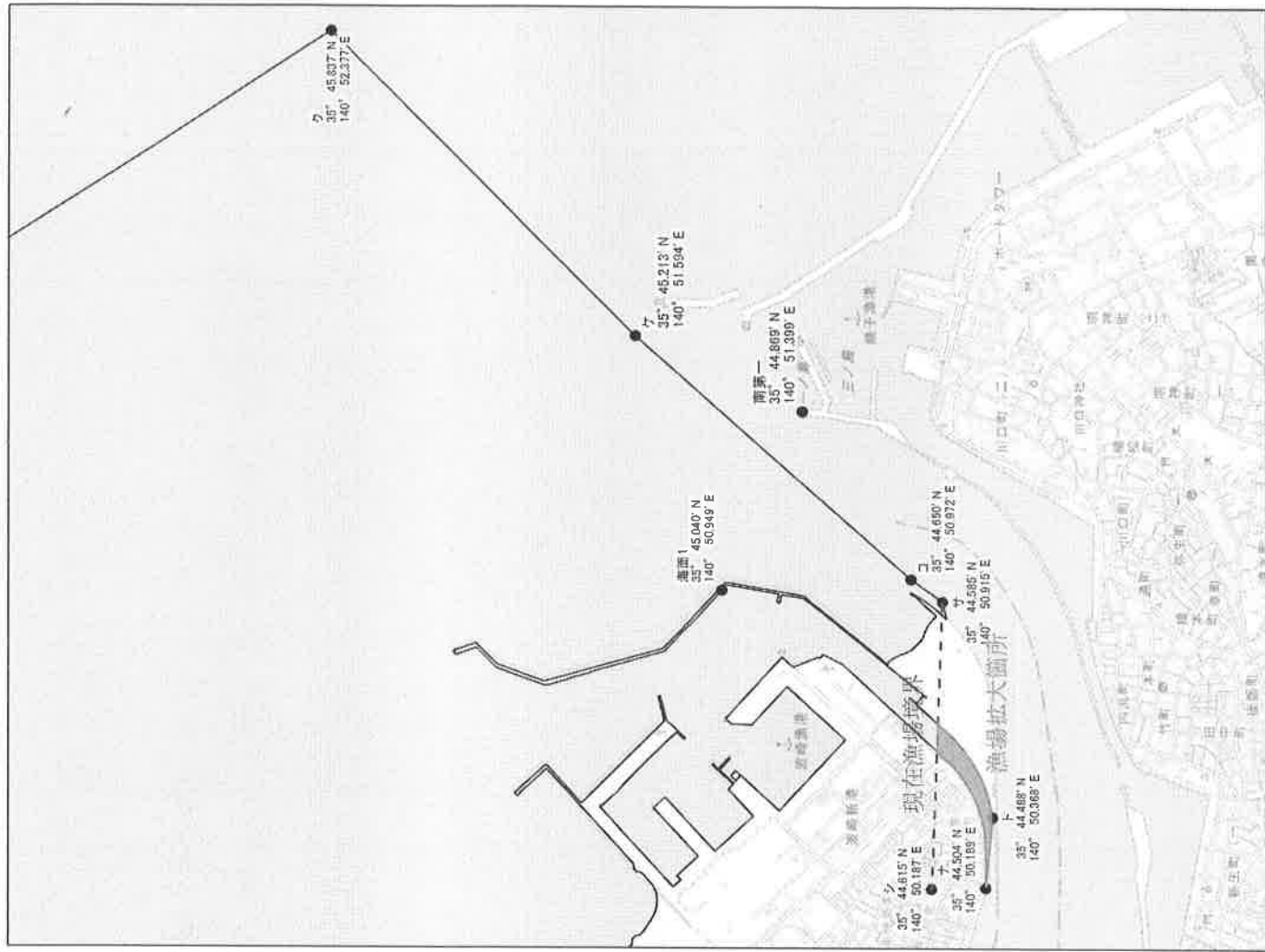
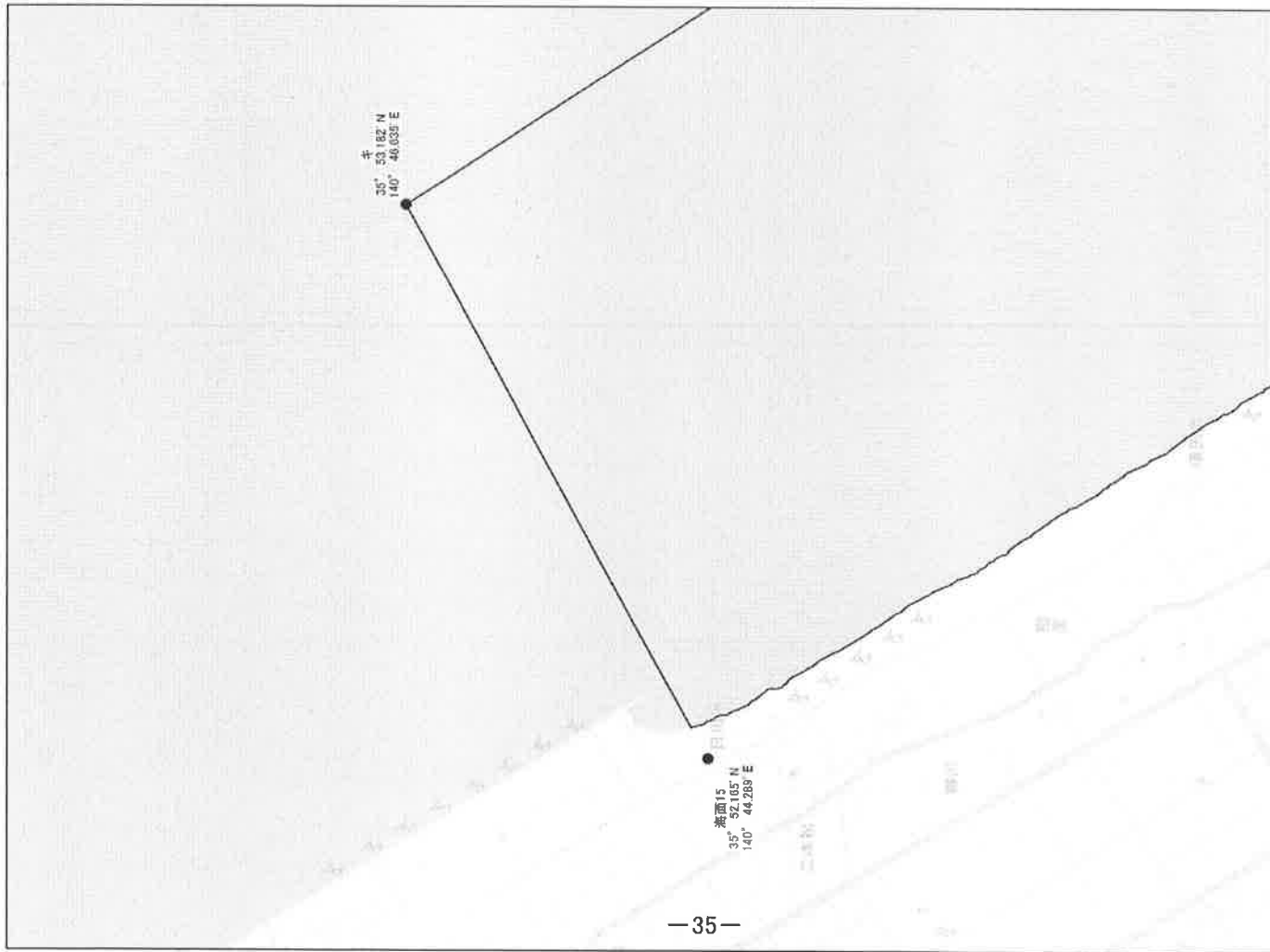
茨共第15号③

背景図：地理院タイル



茨共第15号④

背景図：地理院タイル





1 公示番号 茨共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

(2) 漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びびの各点を結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第1号	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
基点第2号	36° 20.036' N 140° 35.576' E	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
基点第6号	36° 18.761' N 140° 35.259' E	大洗岬灯台（茨城県東茨城郡大洗町）の中心点
基点第13号	36° 7.385' N 140° 35.531' E	茨城県銚田市汲上字別所釜2540地先に設置した標識
基点第14号	35° 58.591' N 140° 40.029' E	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸1番地の122に設置した標柱
基点第15号	35° 52.165' N 140° 44.289' E	茨城県神栖市日川字海岸砂間2034番地の18に設置した標柱
ア	35° 48.279' N 140° 56.759' E	基点第1号から55度（真方位）10,608.5メートルの点
イ	35° 20.050' N 140° 38.249' E	基点第2号から89度10分（真方位）4,000メートルの点
ウ	36° 17.665' N 140° 37.562' E	基点第6号から120度（真方位）4,000メートルの点
エ	36° 16.723' N 140° 36.153' E	基点第6号から160度（真方位）4,000メートルの点
オ	36° 8.238' N 140° 37.835' E	基点第13号から65度（真方位）3,800メートルの点
カ	35° 59.593' N 140° 42.388' E	基点第14号から61度55分（真方位）4,000メートルの点
キ	35° 53.182' N 140° 46.635' E	基点第15号から61度25分（真方位）4,000メートルの点
ク	35° 45.837' N 140° 52.377' E	基点第1号から55度（真方位）2,608.5メートルの点
ケ	35° 47.059' N 140° 54.567' E	基点第1号から55度（真方位）6,608.5メートルの点
コ	35° 49.915' N 140° 52.168' E	ケから325度（真方位）6,400メートルの点
サ	35° 51.136' N 140° 54.360' E	アから325度（真方位）6,400メートルの点

シ	<u>35° 55.164' N</u> <u>140° 51.362' E</u>	基点第 15 号から 61 度 25 分 (真方位) 12,000 メートルの点
ス	<u>36° 1.593' N</u> <u>140° 47.109' E</u>	基点第 14 号から 61 度 55 分 (真方位) 12,000 メートルの点
セ	<u>36° 10.032' N</u> <u>140° 42.688' E</u>	基点第 13 号から 65 度 (真方位) 11,800 メートルの点
ソ	<u>36° 15.470' N</u> <u>140° 42.166' E</u>	基点第 6 号から 120 度 (真方位) 12,000 メートルの点
タ	<u>36° 20.075' N</u> <u>140° 43.595' E</u>	基点第 2 号から 89 度 10 分 (真方位) 12,000 メートルの点

3 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

4 申請期間

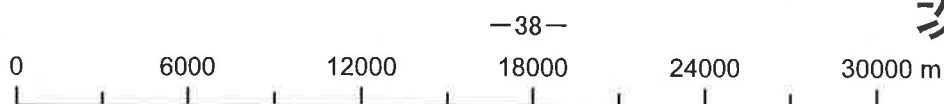
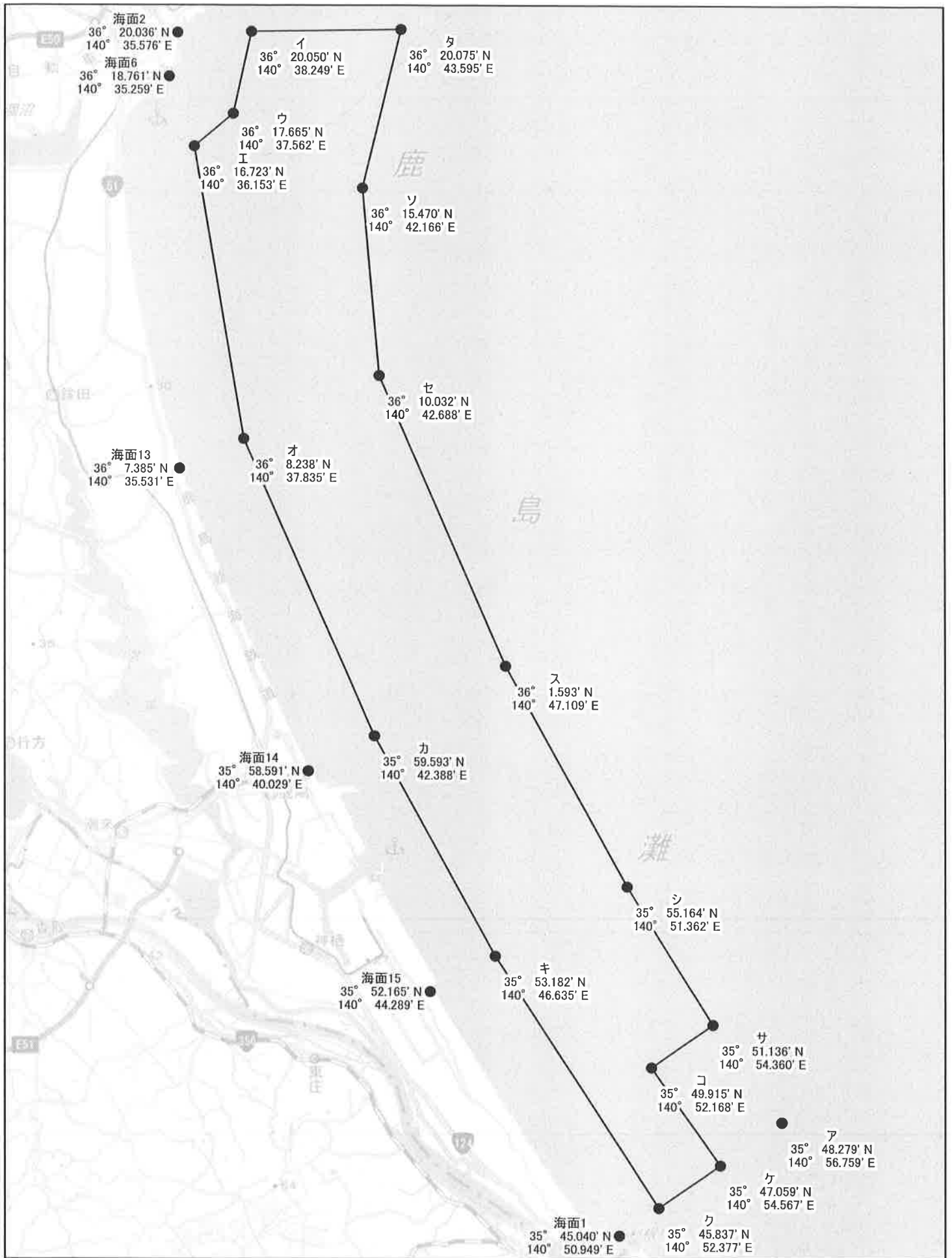
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

5 関係地区

茨城県東茨城郡大洗町、銚田市、鹿嶋市及び神栖市

6 存続期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで



1 公示番号 茨共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

(2) 漁場の位置

茨城県神栖市地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
ア	35° 47.059' N 140° 54.567' E	基点から55度（真方位）6,608.5メートルの点
イ	35° 48.279' N 140° 56.759' E	アから55度（真方位）4,000メートルの点
ウ	35° 51.136' N 140° 54.360' E	イから325度（真方位）6,400メートルの点
エ	35° 49.915' N 140° 52.168' E	アから325度（真方位）6,400メートルの点

3 免許予定日

令和5年11月1日

4 申請期間

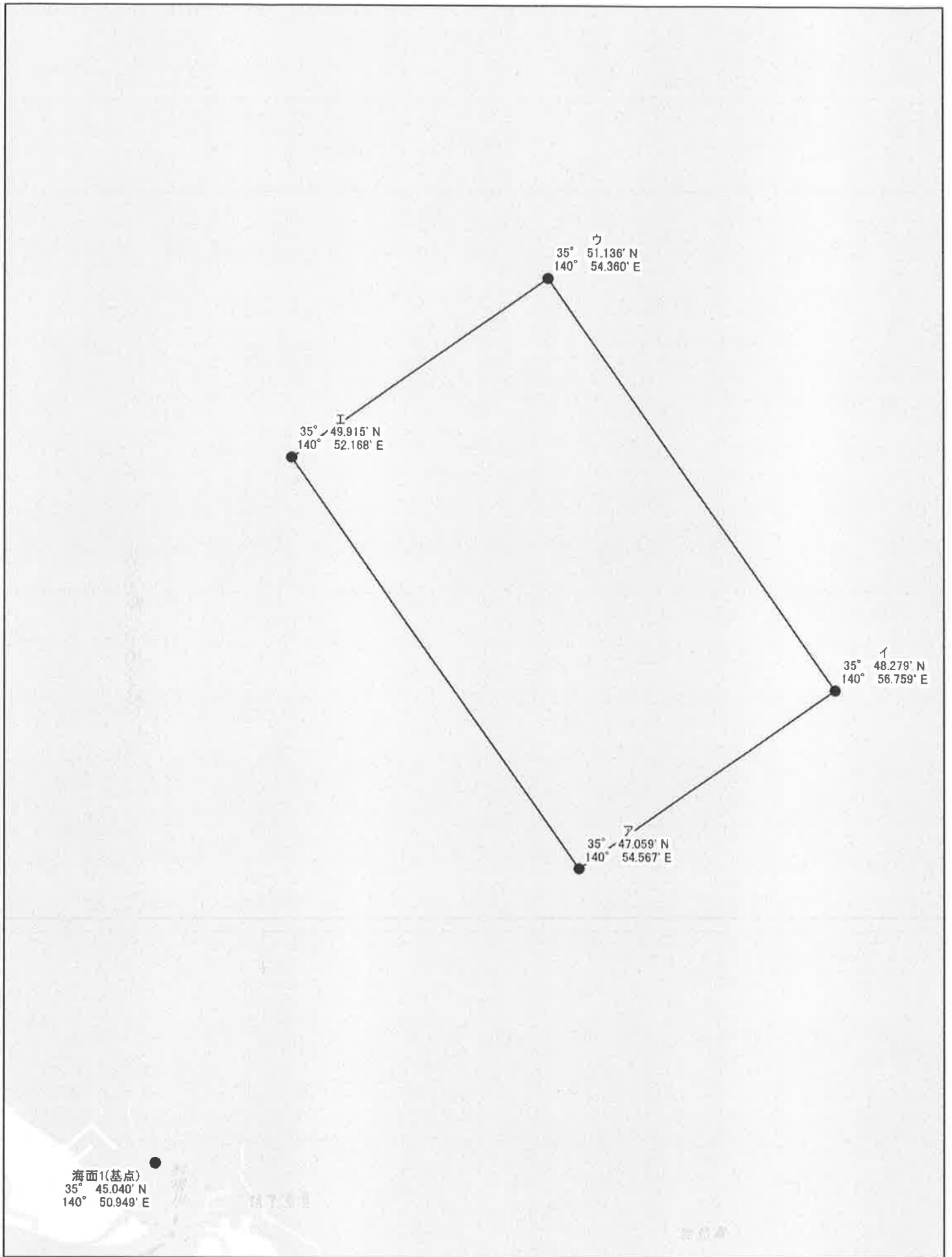
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 関係地区

茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、銚田市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市

6 存続期間

令和5年11月1日から令和9年2月28日まで



茨共第17号

背景図:地理院タイル

1 公示番号 茨定第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県日立市地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第23号	35° 34.567' N 140° 39.617' E	会瀬漁港南口防波堤（茨城県日立市会瀬町）に設置した標識により示された点
ア	36° 34.712' N 140° 41.822' E	基点第23号から84度50分（真方位）3,300メートルの点
イ	36° 34.425' N 140° 43.367' E	基点第23号から92度10分（真方位）5,600メートルの点
ウ	36° 33.655' N 140° 45.078' E	基点第23号から101度10分（真方位）8,320メートルの点
エ	36° 32.710' N 140° 44.385' E	基点第23号から115度15分（真方位）7,900メートルの点
オ	36° 33.480' N 140° 42.868' E	基点第23号から112度00分（真方位）5,250メートルの点
カ	36° 33.950' N 140° 41.462' E	基点第23号から112度00分（真方位）2,980メートルの点

3 制限又は条件

設置できる網漁具は、灘側、及び沖側とも1箇統以内とする。

4 免許予定日

令和5年9月1日

5 申請期間

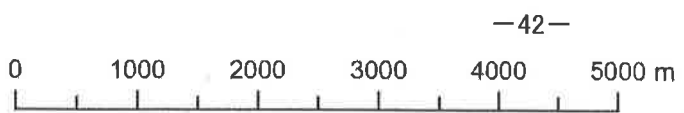
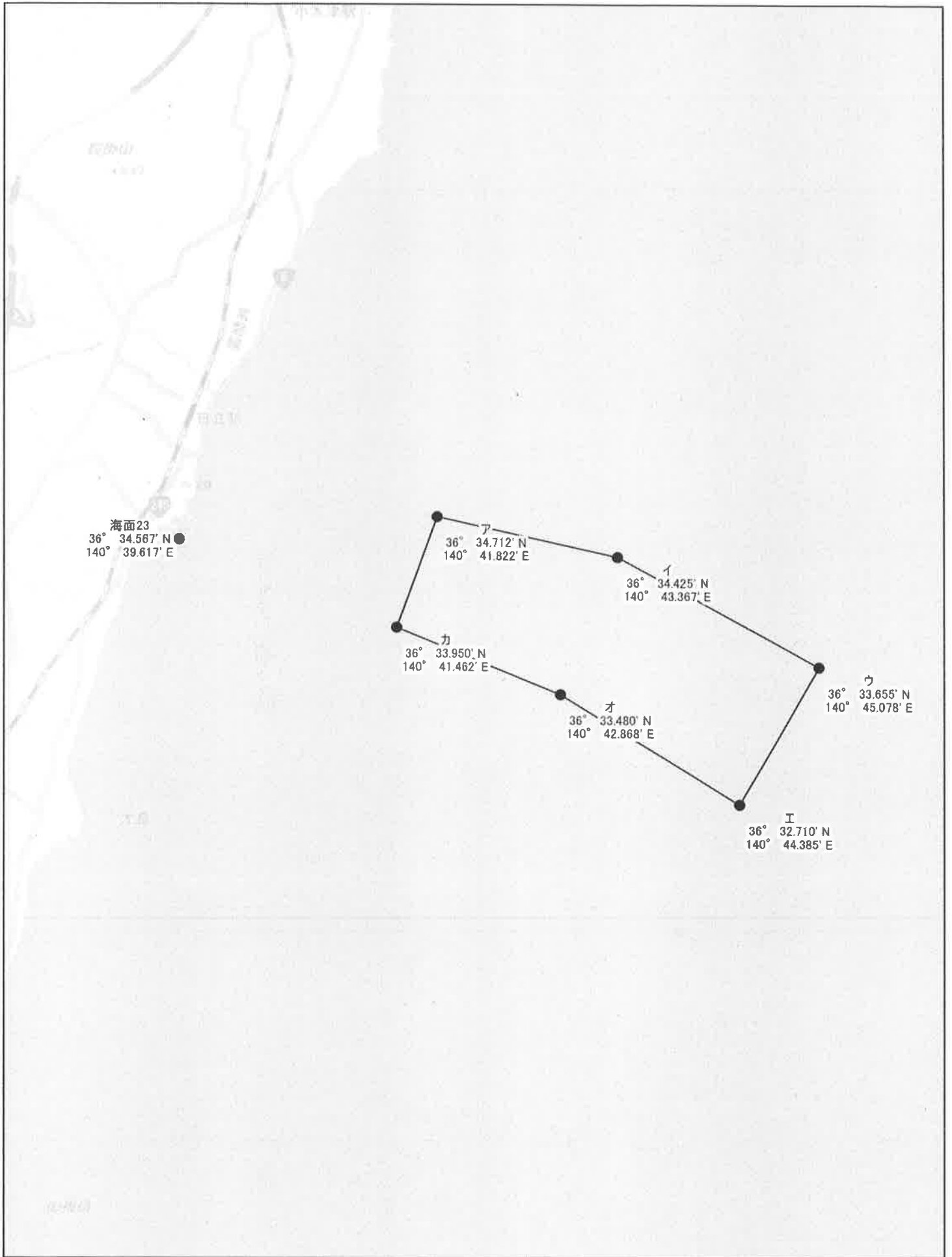
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

6 地元地区

茨城県日立市

7 存続期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで



# 茨定第1号

背景図：地理院タイル

第2 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

第3 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし



### 茨城海区における海区漁場計画(素案) 概要②

1. 公示番号		茨共第1号	茨共第3号	茨共第4号	茨共第5号	茨共第6号	茨共第7号	茨共第8号	茨共第9号	茨共第10号	茨共第11号	茨共第12号	茨共第13号	茨共第15号	茨共第16号		茨共第17号	茨定第1号	
(1) 漁業種類等 ア 漁業種類		第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業
2. 免許の内容たるべき事項	イ 漁業の名称	いせえび	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	うに	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	なまこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	ほや	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	えむし		○→×					○→×											
	たこ																		
	あわび	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	さざえ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	かき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	いかい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	はまぐり		○																
	こたまがい		○					○→×											
	うばがい		○									○							
	あかがい													○→×	○				
	あさり						○						○	○→×	○				
	なからみ														○				
	わかめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	あらめ・かじめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	ひじき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	いわのり		○												○				
	あおさ		○												○				
	まつも		○				○	○							○				
	ふのり		○			○									○				
	てんぐさ		○												○				
	つのまた類					○									○				
	おごのり										○				○				
	雑魚建網													○					
	ぶり定置																○	○	○
ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで															12月1日から翌年9月30日まで	12月1日から翌年9月31日まで	1月1日から12月31日まで	
(2) 漁場の位置	北茨城市平潟町地先	北茨城市大津町から高萩市高戸地先	高萩市高戸地先	日立市十王町から滑川町に至る地先	日立市東滑川町から会瀬町地先	日立市東成沢町、国分町及び河原子町地先	日立市東金沢町地先	日立市東大沼町、水木町及び大みか町地先	日立市大みか町及び久慈町地先	那珂郡東海村地先	ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町地先	ひたちなか市のうち平磯町及び旧那珂湊町一円地先	東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先	東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先	茨城県神栖市地先	茨城県日立市地先			
(3) 漁場の区域	区域変更 表記は正	なし あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	概ね変更なし	なし	なし	なし	
3. 免許予定日	令和5年9月1日																		
4. 申請期間	令和5年6月1日から令和5年7月31日まで																	令和5年11月1日 令和5年9月1日	
5. 関係地区(地元地区)	北茨城市平潟町及び関本町関本中	北茨城市大津町、関南町、中郷町及び磯原町並びに高萩市高戸	北茨城市大津町、関南町、磯原町及び中郷町並びに高萩市高戸	日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町	日立市滑川町、東滑川町、本宮町、高鈴町、東旭町、旭町、相賀町、幸町及び会瀬町	日立市河原子町、東金沢町及び東多賀町	日立市河原子町、東多賀町、東金沢町及び水木町	日立市水木町	日立市大みか町及び久慈町	日立市水木町、大みか町及び久慈町並びにひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町	茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町地先	茨城県ひたちなか市のうち平磯町、平磯遠原町及び旧那珂湊町一円	東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市及び神栖市	東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市及び神栖市	日立市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市	ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市	日立市		
6. 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																	令和5年11月1日から令和9年2月28日まで 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	

令和5年9月の漁業権免許の一斉切替における基本的な考え方

茨城県農林水産部漁政課

第1 基本的な考え方

現在免許されている海面の漁業権は、いずれも令和5年に免許後10年（定置漁業権にあっては5年）を迎え満了する。

令和5年9月から予定されている漁業権免許の一斉切替は、令和2年12月に施行された改正後の漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）の下で行われる初めての免許切替であり「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）等に基づいて行われることとなる。

ここ10カ年の茨城県の沿岸漁業を取り巻く状況を鑑みるに、東日本大震災から11年が経過し被災した施設等の復旧は完了した一方、沿岸漁業の従事者の減少や高齢化が進んでいるほか、海水温の上昇等の海洋環境の変化により、漁業権漁場の主対象である沿岸性の海洋生物の分布や生態に変化が見られる等、その状況は10年前、20年前の漁場計画樹立時とは異なる自然・社会環境に置かれている。また、ガイドラインのとおり、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規漁場の確保・有効活用を図るなどを含め、一層の海面の有効活用が求められているところである。

令和5年の漁業権一斉切替にあたっては、沿岸漁業を取り巻く自然・社会環境の変化に注視しながら、漁場利用の実態を十分把握のうえ、漁業権の内容を検討する。漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる場合には、本県海面における漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させるため、海区漁場計画を作成するものとする。

第2 海区漁場計画の作成にあたっての基本的事項

1. 免許予定日

現在免許されている漁業権の存続期間の満了する令和5年8月31日の翌日である9月1日とする（茨共第17号第2種共同漁業権（大根漁場）を除く）。

2. 漁業権の存続期間及び海区漁場計画の期間

- (1) 共同漁業権は、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間とし、海区漁場計画は5年ごとに定める（茨共第17号第2種共同漁業権（大根漁場）を除く）。
- (2) 定置漁業権は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間とし、海区漁場計画はその都度定める。

### 3. 免許番号

引き続き海区漁場計画を作成する場合は、現在の免許番号を使用する。

### 4. 隣接県との関係

福島県または千葉県の漁業権と接する本県免許の漁業権の漁場区域の位置については、現行どおりとする。

## 第3 海区漁場計画作成にあたって検討すべき事項

### 1. 第1種共同漁業

#### (1) 対象漁業種類の見直し

水産動植物については、特にあわびの他、うに、いわがき及びなまこ等の磯根資源の利用を促進するため、これまで潜水器の使用について、特別採捕許可により資源への影響、漁業調整上の問題、漁業振興への寄与について調査を実施してきたところ問題が見られなかったことから、平成28年以降、潜水器の使用を許可漁業としている。

今回の切替にあたっては、漁場の行使状況に応じ、ほとんど利用されておらず将来においても利用する見込みがない種類については削除し、近年における資源の分布及び採捕の実態を踏まえて今後利用する見通しがある種類については、新たに加えるものとする。

#### (2) 漁場区域の見直し

漁業権は、地先海面における漁場の定着性水産動植物の排他的利用について漁業者に権利を行使させるものである。漁場利用の実態調査の結果、現行の漁業権漁場の沖合域の漁場利用はなく、漁業権が設定されていない自然海岸の漁場利用もないことから、原則として漁業権漁場の区域は現行のとおりとする。

また、区域の表記については、緯度経度表示を基本として、必要に応じ従来の表記を併記する。

#### (3) 新規漁業権の免許の取扱い

漁場利用実態調査の結果、新規に海区漁場計画を作成すべき漁場はないと判断されるので、新規の海区漁場計画は作成しない。

#### (4) 関係地区の取扱い

現行免許期間中に沿海地区においては、漁協合併が行われなかったが、漁協合併に関し、従来漁場を利用してきた地元の漁業者に不利益が生じないように、現行どおり取扱うものとする。

なお、免許期間中に合併した漁協については、平成13年の漁業法の一部改正による

漁業権に係る同意制度、部会制度の活用を指導する。

#### (5) 保全沿岸漁場

現在、茨城県沿岸の漁場では、漁業権者（漁協）による保全活動がなされていることから、法第62条に定められた保全沿岸漁場の設定は行わない。

### 2. 第2種共同漁業

#### (1) 雑魚建網

雑魚建網漁業については、現行どおり海区漁場計画を作成することとする。

なお、引き続きヒラメ等の水産資源を維持するため、資源管理の取組を促すこととする。

#### (2) 大根漁場

大根の漁業権の免許については、昭和38年、昭和48年の漁業権免許時に茨城、千葉両県と水産庁による調整を経て覚書を調印し、昭和58年、平成5年、平成15年、平成25年に10年毎の更新を経て現在に至っている。

現行の免許期間は令和5年10月31日に満了するため、次期の免許にあたっては、現行の漁場計画の内容を原則とし、千葉県と覚書の取り交わしを進めるものとする。

### 3. 定置漁業権

会瀬地区の定置漁業は、平成5年6月から（旧）会瀬漁協の自営事業として実施されており、平成23年3月の久慈町漁協との合併後は、久慈町漁協の自営事業として引き続き実施されている。

現行免許の期間、水揚げ1億円を目標に掲げ操業を行っており、届かない年度もあるものの地元日立市の消費者に対する「会瀬の魚」の供給は根付いており、地元からの要請も大きい。またその要請にこたえる形で令和4年度からは、会瀬市場のほか久慈市場での販売を開始している。

したがって、定置漁業権について、現行どおり海区漁場計画を作成することとする。

### 4. 漁場基点の適正化

漁業権の切替にあたり、沿岸部の工事や海岸地形の変化などにより滅失した漁場基点については、新たに基点を設定するとともに、緯度経度表示を基本とし、区域を明確化する。